

# 次期総合計画(素案)について提出されたご意見の概要と市の考え方

意見提出者 : 112名(郵送:16、電子メール:56、FAX:24、窓口:16)

意見件数 : 308件

## 1 計画全体について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
1-1	市外から転入してきたが、西宮にはアットホーム感や温かみがあってとても良い気がする。この雰囲気を持続しつつ、発展して欲しい。	1	現在本市が住宅都市として良い評価をいただいている背景には、昭和30年代に経験した国内初の住民による建設反対運動とも言われている、市を二分した激しい争いがあります。高度経済成長期という社会背景の下、「西宮沖埋め立て計画」と、当時としては日本最大規模となる「石油化学工場誘致」を巡って続いた賛成派と反対派の戦いは、国や兵庫県、近隣自治体をも巻き込み、1963年(昭和38年)の文教住宅宣言へと結びつきました。以後本市は、宣言の理念に基づいて、良好な環境を有する住宅都市という都市特性を第一義に据えて市政運営を行っています。そのため本総合計画におきましても、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興といったこれまで本市が守ってきた「文教住宅都市」の都市特性を引き継ぐ市政運営を行うこととしております。
1-2	他人に迷惑をかけないという基本的な公衆道徳をわきまえた市民の養成こそ、西宮市発展の第1歩。	1	本市では平成20年7月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を制定し、基本構想第8「総合計画の実現に向けて」について条例を踏まえた修正を行いました。参画と協働の社会におきましては、市民に地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力を合わせて解決していく役割を期待しております。
1-3	第3次と比較して、「基本計画各論」において具体的指標があり、市民が検討を加えやすくなっている。しかし、現在は市民への情報提供は不十分である。実施計画の毎年度の見直し内容と理由を公開し、市民が市政の状況を的確に判断できるようにするべき。	1	本計画作成にあたっては、読みやすい計画書とするため、施策単位での見開きのページ構成や、図表による過去からの推移の説明、指標の設定などを取り入れました。今後は、総合計画の進捗状況を把握できるよう、総合計画の施策に基づく施策評価、事務事業評価、ならびに毎年度策定する実施計画のわかりやすい公表に努めてまいります。
1-4	きれいごとを並べた文句ではなく、もっと項目を絞り具体的な手段を挙げて着実に実行すること。	1	総合計画は、これからのまちづくりについて、市の担うすべての施策を取りまとめた大きな方向性を描く計画ですので、表現につきましては概念的なものとなりますことをご理解、ご了承ください。なお、総合計画の各施策の基本方針を基に展開される具体的な事務事業につきましては、各施策の部門別計画および毎年度策定する実施計画の中で検討および位置付けを行ってまいります。
1-5	市民の評判は「なんだか夢のような話ばかりで、現実味が無い。こんなことで良いのだろうか。現実とのギャップがひどすぎる」である。	1	
1-6	現状でさえ、学校・学童保育・保育所施設は不足し、慢性的パニック状態にある。これ以上人口を増やさない抑制策を講じるべき。特にマンション開発抑制策を打ち出す。	1	少子高齢、人口減少社会への流れの中、西宮市においては将来の人口推計を行い平成30年には概ね509,000人と予測しております。マンション開発については、これまでも全市的な建築物の高さ規制や施策「14「計画的・効率的な学校施設運営」の主要な施策展開(1)で挙げている「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」による教室が不足している学校区における住宅開発抑制などの取り組みを行ってきました。今後も経済状況、住宅供給の変動等の情勢や地域の状況に応じて、適切な規制誘導に努めてまいります。

1 - 7	部門別計画の定期的なチェック点検時期と見直し改善時期、期間の延長などを明記し、計画書に記載することを提案する。	1	部門別計画の見直し時期、期間の延長等につきましては、社会情勢の変化や本市の実情、計画の残り期間などを踏まえて、部門別計画を所管する担当部局が各々判断を行っております。そのため、総合計画におきましては、現行の部門別計画の計画名称ならびに計画期間のみの記載としております。
1 - 8	北部地域と南部地域の格差是正をはっきりと打ち出した計画案が必要と考える。西宮市民として、南部地域に偏ることの無い計画案を望む。	1	基本計画総論第4「都市空間整備の基本的方向」に挙げておりますとおり、北部地域、南部地域、臨海地域という3つの地域性を活かして、その特性に応じたまちづくりを進めていくこととしております。
1 - 9	総合計画は、市民生活に密着した問題を「現状と課題」に書いていないといけなのに、ピント外れだ。今、市民が何に苦しんでいて、何を望んでいるのかを市は把握できていない。市に望むことは、憲法14条にある「法の下に平等」と憲法25条の「生存権」の実現のため、充実した社会保障を施策にしていこうだ。	1	社会保障制度の安定的な運営につきましては行政の責務であります。ご意見としていただいております制度の拡充の部分につきましては、政治的な政策判断や財政面での裏打ちが必要となるため、中長期的なまちづくりの方向性を描く総合計画で、その方向性を明確に記載することは困難であると考えております。

## 2 基本構想について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
2 - 1	1. 総合計画策定の背景に「市民と市の役割分担」とあるが、近年の経済至上主義が社会を席卷している状況では「事業者の役割分担」も加えるべき。	1	基本構想第6「総合計画の実現に向けて」の段落構成を、わかりやすく簡潔にするため、市民の中に事業者を含めたものといたしました。そのため、ご指摘いただいている部分につきましても整合性の関係から「市民」という表記となっておりますが、意味としましては事業者を含んだものであります。なお、特に事業者の役割の明記が重要という施策につきましては、基本計画各論ならびに各施策の部門別計画で特記するようにいたしました。
2 - 2	3. 時代の潮流(3)にある「参画と協働」には、地域の基盤整備と民主的な組織及び人材の育成が不可欠なので、それらを涵養する支援・助成制度も記すこと。	1	ここでは、時代の潮流についての記載に止めており、ご意見の趣旨につきましては、施策No.5「市民活動の支援」の主要な施策展開(4)人材の育成で記述をしております。
2 - 3	6ページ標題の「生活圏の広域化」を「産業の活性化」に修正。 (今後の10年を考える課題のひとつである。) 本文修正(下から5行目以降) 「まちの活性化と賑わいづくりに結びつけ都市ブランドを高めるまちづくりが必要です。産業面においては、時代のニーズにあった西宮らしい産業活動の実現とビジネスチャンスの創出、商業・工業・農業などの分野を越えた横断的施策の推進、産業を支える後継者や担い手育成などの施策を基本に産業活性化の取り組みが求められています。」	1	ここでは、時代の潮流についての記載に止めていますので、現状の記述のままとしておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「第5 まちづくりの主な課題 (5)産業のさらなる活性化」を追加いたしました。
2 - 4	4. まちづくりの基本目標2. 将来のまちのイメージはイメージが先行で、現在のハード面の施策と政策が約束されていない限り絵空事にすぎない。西宮の開発抑制と基盤整備の目標を掲げること。	1	基本構想は、これからのまちづくりの目標とイメージを明らかにし、実現するための基本的な考え方を施策の大綱として示します。具体的な諸施策は基本計画で指標を示すことに努めており、各施策の部門別計画および毎年度策定する実施計画の中で検討および位置付けを行ってまいります。

2 - 5	8ページ「(5)人々が楽しく交流する明るいまち」を「(5)人々が楽しく交流する元気なまち」に修正。 (本文の表現をそのまま素直に採用) 本文1行目「…魅力的な資源を…」以降を「来訪者が親しめるものとして発信することにより、多くの人々が西宮を訪れ、交流の輪が広がり、産業の活性化とともに、まち全体がにぎわう元気なまちをつくります。」に修正	1	いただいておりますご意見のとおり修正いたしました。
2 - 6	「いきがい・つながり」「にぎわい・そうぞう」等かな文字にしているのはなぜか。かなにする必要はない。	1	具体的な施策を束ねる括りとして、5つの将来のまちのイメージに対応するキーワードを設定し、親しみやすい表現としてひらがな表記としております(政策=複数施策を束ねる上位の括り)。
2 - 7	(3)あんしん・あんぜん 現在、安心・安全に暮らすには食糧問題を抜きにできない。食料自給率39%の我が国は、世界第一の輸入国。国内での自給率を上げることで世界の食糧問題解決に寄与出来る。当面想定もされていない武力攻撃事態に対応する計画を立てるより西宮市として食糧問題に貢献できる計画を立てること。	1	食料自給率をどうするかという極めて大きな問題につきましては、国レベルでの政策判断が必要と考えております。市レベルでの取り組みといたしまして、基本計画各論の施策No.42「都市農業の展開」において、地産地消の取り組みや地域共生型農業の育成に取り組んでまいります。
2 - 8	< 参画と協働の社会の実現 > については、国や県の事業なども行政マネジメントづくりに組み入れるよう提案する。	1	総合計画は、地方自治法第2条第4項に規定されている「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に策定される計画ですので、市が実施主体でない事業につきましては、組み入れることが出来ません。
2 - 9	6. 総合計画の実施に向けて1. 参画と協働の社会の実現の中で、「地域での解決が困難であったり、解決できないことは市が補完する」とあるが、現実には、その仕組みや所管、制度等が確立されていないので、具体的に定めること。事業者への積極的なアプローチと官・民・業のルール作りを望む。	1	ご意見の趣旨を踏まえまして、参画と協働の説明文を変更いたしました(「西宮市参画と協働の推進に関する条例」についての記述等を追加)。なお、具体的な対応につきましては、その内容に応じて、市の各部局が対応することとなります。
2 - 10	限られた資金・人的資源を多くのやりたいこと、やるべきことのいずれに注ぐか、優先順位をつけることが重要であると考えますが、今回の計画を拝見すると、総花的で優先順位がよく分からなかった。むしろ、たとえば交通問題の解決においては、マイカー利用者の利便向上と公共交通の利便向上という相反する取り組みが両方挙げられており、これ一つとっても「今後都市をどう経営していきたいのか」が不明確であるという印象を受けた。行政の資金や人的資源には限りがあるのだから、「やらないことはやらない」という姿勢も必要であり、きちんとした根拠を示してもらえば市民は納得する。市民の反発を過度に恐れすぎず、やるべきことを是非やり続けていただきたいし、それを一市民として応援したいと思っている。ただ、方向感覚を失った「判断なき経営」にならないよう、すべての部門別計画に優先順位を付し、政策の明確な方向づけを示すことを強く希望する。	1	近年の社会情勢や市の財政状況を踏まえすと、総花的な行政運営から脱却し、選択と集中による戦略的な行政経営が必要であることはご指摘のとおりであります。したがって、行政経営の基本となる総合計画につきましても、最終的には、近年取り入れる自治体が少しずつ増えてきている戦略プラン型へのシフトチェンジが理想と考えておりますが、施策の優先化や行政経営の手法に強い重点を置く戦略プラン型が真に実効性を有するためには、確固たる行政マネジメントの活用が不可分・必要不可欠となってまいります。そのため、今回の策定に際しましては、多くの自治体の計画を参考にしながら、マネジメント体制の確立過程にある今の本市にふさわしい計画の形はどのようなものかということにつきまして検討を行いました。その結果、現在本市は変革の過渡期であるという位置付けから、従来の事業を重視した形の総合計画を見直し、方針や目標を重視するものへと内容変更することいたしました。なお、説明責任や施策の優先付け等につきましては、毎年、総合計画の施策に基づいて実施する行政評価(施策評価・事務事業評価・公共事業評価)を通じて、公表していく予定としております。

2 - 11	<p>1 参画と協働の社会の実現、2 行政マネジメントの推進</p> <p>「最小の経費で最大の効果を生み出す」と地方自治法第2条の条文を行政運営の改革に挙げていますが、私の知る限りでも議会費の費用弁償、政務調査費、タクシー券使用、議員互助会への補助金、船が殆んど通らない御前浜吊橋の管理費、学校給食会の補助金横領事件、アクタ市立駐車場購入による毎年赤字、六湛寺南公園土地購入などの無駄遣いが散見される。恐らく知られないところで山ほどの無駄があるのではないかと、今ある無駄を改善せずして「最小の経費で最大の効果を生み出す」の表現を使うのは不適切！従って「市民満足度の高い、効率的で柔軟な行政マネジメントシステム」も不適切な表現である。仮称「市民参画と協働の推進に関する条例」素案に対するパブリックコメントを提出した人はたったの12名。市民参画条例なのにどれだけ市民に周知徹底したのか。「頂いた意見には本市の考え方とともに後日公表いたします」とのことだが、締め切りより5ヶ月も過ぎた現在でも公表されていない。「現在は無駄な行政運営をしていて市民満足度も低い」との趣旨の反省の表現とされたい。</p>	1	<p>「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の理念は、ご指摘いただいているような現在の非効率的な部分を改善するということや、将来、状況が変化することによって発生する無駄も適宜見直すといった内容まで含んでおり、行政経営全体に関するものでございます。したがって、「最小の経費で最大の効果を生み出す」という表現が不適切」というご指摘をいただいておりますが、ご意見の趣旨に照らし合わせますと、むしろ行政の質の向上を図る上では、必要かつ達成すべき目標・方針であると考えております。なお、現時点において市民満足度が低いという点につきましては、現状と課題に記載するとともに、まちづくり指標に設定を行い、数値向上を目指すこととしております。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 基本計画総論について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
3 - 1	<p>「用途地域等の見直し」と総合計画とのつながりが判らない。総合計画の中に、「用途地域等の見直し」を加え、部門別計画にも入れて明文化する。</p>	1	<p>個別の都市計画である用途地域等の見直しについては、総合計画、部門別計画となる都市計画マスタープラン等に即して社会情勢の変化、土地利用の現況動向等に対応して定期的な見直しを行っています。なお総合計画の策定を受け平成21年度以降に都市計画マスタープランの見直しを予定しております。</p>
3 - 2	<p>環境問題や地域コミュニティのことを考えると、自動車への過度な依存を排するような街の構造となっているのが好ましいと考える。「主要な駅前を中心とする商業地等を地域核とし」とあるが、駅前まで徒歩や自転車で容易にアクセスできないエリアも多い。地域住民の日常生活の拠点は、徒歩や自転車で容易にアクセスできる場所にあることが望ましく、そのような表現を織り込むべきではないか。</p> <p>【修正案】「また、地域住民の日常生活の拠点として、駅前とともに、徒歩や自転車で容易にアクセスできる場所に、地域に適した商業集積や住民サービス施設を誘導するように努めます。」</p>	1	<p>ご意見のとおり地域住民の日常生活拠点は駅前のみでないことから商業地等との表現としております。なお、部門別計画である都市計画マスタープランでは地域核のほか地域ごとで身近な生活拠点となる地区核の設定を行っております。</p>
3 - 3	<p>リーディングプロジェクトとして挙げられている5項目のうち4つは結局のところ建設事業である。多額の負債を抱える中で、「夢と希望を与える」効果が明白でないこれらの建設事業に取り組む必要性が感じられない。むしろ財政の健全化の方がよほど「夢と希望」を与えられる取り組みではないか。</p>	1	
3 - 4	<p>財政事情が改善したのなら、真っ先に福祉・教育に予算をつけるべき、「市民ふれあいの森」の整備は不要</p>	1	

3 - 5	リーディングプロジェクトとして挙げられている5項目のうち、スポーツとレクリエーションが3項目を占めているが、効果的な施策であるのかが疑わしい。日常生活の中でスポーツやレクリエーションが占める時間の割合は低く、勤務先や学校、買い物、家事で過ごす時間の方がはるかに多い。最近、ドイツのフライブルクという人口20万人の町を訪れたが、西宮の約4割の人口ながら街の中心部は西宮のどこよりも賑わっており、「こんな街に住んでみたい!」と感じた。フライブルク市は、先進的な環境政策を打ち出し、エネルギー、交通、住宅といった生活に密着した分野で積極的な問題解決を図っており、その心を街のいたるところで感じ取ることができ、政策が市民や来訪者に夢を与えている良い事例だと感じた。スポーツとレクリエーションのためのハコモノ建設に積極的に取り組むことが西宮の人に夢と希望を与えるのか甚だ疑問である。必要性や効果を改めて検討され、案件の差し替えを含め、賢明なる判断をお願いする。	1	まず、基本構想におきまして、第3次総合計画、時代の潮流を踏まえたまちづくりの主な課題を記述し、その課題を踏まえたまちづくりの基本目標というように構成の修正を行いました。リーディングプロジェクトにつきましては、その基本目標である「ふれあい 感動」を進める取り組みとして基本目標の推進にあたって配慮すべきものとして、具体的な事業は記述せず、方向性のみを記述するよう修正を行いました。今後は、基本計画総論第5「事業・施策の実施」に記述していますように、財政状況を踏まえ、事業・施策の優先度付けなど必要な調整を図りながら、事業・施策を実施していきます。
3 - 6	津門中央公園周辺から西部工場にかけてのことであるが、交通の利便性はあまり高くなく、またJR神戸線以北の市民にはアクセスしにくい場所である。このような場所に公園を建設しても、あまり利用されないか、自動車の渋滞による環境悪化を招く懸念がある。むしろ、地域住民の日常生活の拠点に隣接したポケットパークの整備など、普段から親しめるオープンスペースの整備に注力した方がよいのではないか。	1	
3 - 7	『環境問題への取り組み』 環境問題・エネルギー問題では、住みやすい地球・西宮を未来の世代に繋いで行くことが今生きている私たちに課せられた義務だ。「全学校に太陽電池を」は環境問題に関心を持っていますという程度のパフォーマンス的なものでしかない。学校を利用した『種々の自然エネルギーの組み合わせによるエネルギーシステムの構築』が必要であり、環境学習都市として、全国に率先して提案できるような計画であってほしいと願う。	1	
3 - 8	学校への太陽光発電パネルの設置や公共施設の壁面緑化はよい取り組みだと思うが、普段学校や公共施設を利用しない市民も多いと推測される中、環境学習や保全活動の有効なきっかけになるのか。有効なものとするには、市民の住宅や事業所においても積極的に太陽光発電パネルや壁面緑化を推進するような施策を講じるべきではないか。すでにフランスではこのような施策が講じられつつあるし、日本でも家庭用太陽光発電パネルへの補助が打ち出されており、これらと比べると本市の計画は中途半端である。環境学習都市を誇るのであれば、学習にとどまらず、その成果を発揮して環境保全のための行動を具体的に起こすことを市民にも求めてもよいのではないか。	1	市民自らの手による緑化を推進するため、西宮市では、個人住宅を対象に昭和62年度より「生垣緑化助成制度」を、平成20年度より「屋上・壁面緑化助成制度」を実施しております。また、兵庫県では、平成18年度より県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化助成制度」により、集合住宅や事業所を対象に生垣・屋上・壁面緑化等の助成を行っております。

#### 4 基本計画各論(まちづくり 1(人権問題の解決))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
4 - 1	人権を「あらゆる人が人間らしく生きるための持っている権利」として安全安心・福祉の充実・差別を許さないまち。子ども・高齢者・身体障害者などがのびのび生活できるまちづくりの実現をめざすを追加。	1	本施策におきましては、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、人権問題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。なお、ご提案いただいております、「安全安心・福祉の充実」の部分につきましては、本施策のテーマとも非常に関連性の強いものであります。今回の総合計画では、施策と担当部局の関連性を明確にする体系立てを行っておりますので、それぞれの該当施策での記載としております。

4 - 2	「政府・行政・企業に対してもはっきりとモノを言える市民になろう!」「経済的苦境から自殺者を出さないまちにしよう」の文言を加える。「同和」字句は絶対に記述しないように。	1	基本構想第8「総合計画の実現に向けて」に位置付けておりますとおり、「参画と協働」の考えのもと、市民と行政が相互の不足を補い合いながら協力して、各種の課題解決に向けた取り組みができる社会を目指してまいります。また、低所得者層への支援につきましては施策No.18「生活自立の援助」で、多重債務問題等につきましては施策No.31「消費生活の安定と向上」にて、それぞれ取り組みを進めてまいります。なお、同和問題につきましては、同和对策事業特別措置法(昭和44年～昭和57年)、地域改善対策特別措置法(昭和57年～昭和62年)等に基づく住環境・教育環境の整備によって、生活基盤の向上を図るという当初の目的は達しておりますが、差別意識の解消を今後も引き続き進めていく必要があると考えております。また、「同和」の字句につきましては、現時点では一般的に使用されているものでございますので、そのままの表記としております。
4 - 3	地域や既成団体のボス化による人権侵害を防ぐ手段を明記すべき。	1	人権侵害には様々な様態があることから、個別具体的な手段までをすべて総合計画に記載することは困難であります。ご意見いただいた件につきましても状況を把握した上で、問題がある場合には個別の対応をしております。

#### 5 基本計画各論(まちづくり 4(平和施策の推進))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
5 - 1	”平和施策の推進”を掲げているが、従来施策の延長という感を免れない。今こそ外交は国の専管事項という壁を取っ払い、西宮市から軍事によらない平和の実現を世界に発信すべき。	1	地方自治体における平和施策の推進にあたりましては、市民一人ひとりの平和意識の醸成が重要であると考えています。国家レベルの外交・軍事面についての具体的な方針につきましては、ご意見の中で挙げられておりますとおり、国の専管事項でございますので、一地方自治体の中長期的なまちづくりの展望を描く総合計画の中で、踏み込んだ記載をすることは適切でないと考えております。
5 - 2	戦後の平和には、憲法9条に戦争放棄が明確にあり機能していたことが大きい。平和施策ではこの憲法9条を守り生かすことを追加する。	1	行政は、憲法及び法令に基づいて事務を執行することを原則とされておりますので、平和施策の推進につきましては、憲法9条の理念を遵守してまいります。しかしながら、ご意見いただいております「9条を守り生かす」という将来に向けた直接的な表現につきましては、軍事が国の専管事項であることや、行政は常に中立性・公平性を求められる立場でございますので、地方自治体の中長期的なまちづくりの展望を描く総合計画での記載はしていません。
5 - 3	平和の原点は憲法9条にあり、世界に誇るべきもの。市民としてもこれに確信がもてるようにアピールすること。「平和非核都市」のステッカーを全戸配布。	1	ご提案いただいておりますステッカーの配布につきましては、個別の事務・事業レベルの提案でございますので、費用対効果はどうか、他の事業と比較して優先実施すべきかどうかなどといった点などを含めて、毎年の実施計画や予算段階で検討してまいります。なお、「平和非核都市マーク」につきましては、平和事業の広報チラシや平和事業を紹介する市政ニュースに掲載するなど、できる限り周知広報に努めているところです。

6 基本計画各論(まちづくり 5(市民活動の支援))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
6-1	「宮っ子」は自治会経由の配布のため、全世帯への配布は不完全である。「宮っ子」の予算は全廃し、各地域紙は住民が自己負担する。全世帯への配布は、閲読率が高く、シルバーが配布して概ね全世帯への配布の完全実施に近い「市政ニュース」の増ページ等に集約する。	1	西宮コミュニティ協会が発行する地域情報誌「宮っ子」は、昭和54年10月の創刊以来、企画、編集、配布を市民のボランティアで行うなど、地域のコミュニティ意識の高揚やコミュニティ活動の推進に一定の寄与をしているものと考えています。なお、ご提案いただいております「地域紙の発行に際して住民の自己負担を求める」、「市政ニュースの活用」という点につきましては、補助金のあり方や規模、ならびに地域紙の活用状況といった費用対効果の観点とあわせて、毎年度の事務事業評価の中で検証を行い、事業方針を決定してまいります。
6-2	市民交流センター、地区市民館などの使用料減免を拡大し、費用の面で使用しやすいようにする。	1	市民交流センター、地区市民館の利用率向上は市としても必要と考えており、今回の計画ではまちづくり指標に設定いたしました。ご意見としていただいた使用料の減免につきましては、利用率向上を実現する手段の中でも、有効なもの1つでございますが、財源面での調整等も必要なことから、今後、毎年の実施計画や予算編成等の中で実施が可能かどうか検討してまいります。
6-3	主要な施策展開に「地域担当課を設置し、それを担当できるスキルのある地域担当職員の養成」が必要。	1	地域担当職員制度や地域マネージャーの導入につきましては、どのような権限が必要となるか、本市の風土や特性に適しているか、人員や予算の確保は可能かといった多角的な視点から、今後、市民と行政が協働して検討していく必要があると考えております。

7 基本計画各論(まちづくり 6(生涯学習の支援))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
7-1	高齢社会の到来で「宮水学園」は盛況。「自発的な学習を支援します」と謳っているが、パソコンクラブで教育会館のパソコンを使って学習をしたが、担当部署が教育委員会から市長直属部署に変更になったからか、或いは中核都市になって事務量が増えたからか教育会館のパソコンが使えなくなった。そのため会場を探して何箇所かを渡り歩き有料になった会場もある。需要が増えているのにサービスは悪くなっている。このような実態に目をつむり、きれいごとの「生涯学習の支援」のみ計画に挙げるのは納得できない。実態の公表を望む。	1	生涯学習の支援の一環として高齢者を対象とした宮水学園を開設し、学習の場を提供しています。ご意見をいただきましたパソコンクラブは宮水学園の講座受講者の有志による任意の自主的なグループであり、活動に必要な経費は自主運営により各グループで負担していただくべきものと考えています。今後も講座受講希望者は増加することが見込まれます。受講者の方々にも一定のご協力を求める部分が出てくるかと思われませんが、「限られた資源の中で、できるだけ多くの市民が生涯学習活動に取り組めるように」という考えに基づくものです。

8 基本計画各論(まちづくり 7(公民館・図書館機能の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
8-1	公民館の使用料が高すぎるし、キャンセルしても料金を返してくれない。	1	公民館の使用料につきましては、受益者負担の考え方から、一定の負担をお願いする必要がありますと考えております。料金の設定につきましては、公民館が社会教育施設であることから廉価に設定しておりますが、市全体の使用料等の見直しのなかで検討してまいります。キャンセル時の使用料返還につきましては、平成21年4月の実施に向けて準備を進めております。

## 9 基本計画各論(まちづくり 8(芸術・文化の振興))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
9 - 1	食育を文化として捉えること。全国的に西宮市の取り組みは遅いと言っても過言ではない。西宮の食を文化として伝承したい。	1	文化振興ビジョンの中でも「生活文化の充実」として生活文化を学習し、経験し伝えあう機会の充実を図るとしております。また、教育面や健康面からのアプローチが必要であると考えておりますので、具体的な取り組みにつきましては、施策No.19の「健康増進と公衆衛生の向上」の施策展開(1)に挙げている「食育推進計画」の中で検討する予定としております。
9 - 2	兵庫県立芸術文化センターのコンサート等の催事は入場料が非常に高いものが多い。西宮市文化振興財団は入場料が低廉なコンサート等の催事で住民の広い階層向けを中心に運営する。	1	文化振興財団は低廉な料金で良質な芸術文化イベントを提供しており、市は財団の運営に支援を行っております。兵庫県立芸術文化センターは、市民ホールでは実施していないオペラや海外のオーケストラの演奏会など質の高い音楽事業等を実施しております。今後も、情報交換や事業の共催等、連携して西宮市の文化の向上に取り組んでまいります。
9 - 3	文化行政の施策が物足りない。従来の発想から前に進んでいない。次のステップは、プロデューサーやコーディネーターの養成であり、商工・観光施策と文化芸術振興策と大学活性化とを結びつけるプランが大胆に構想されても良いのではないかと。「文化の産業化」「付加価値の高い集客都市づくり」へと飛躍すべき。	1	市では、市民が企画・実施する舞台発表などのイベントを支援し、市民プロデューサーを養成する「西宮虹舞台」を実施し、また、大学交流センターでは、「プロデューサー養成講座」も開催しております。なお、文化の産業化やそれに伴う集客力の向上等については、施策No.8芸術・文化の振興(主要な施策展開(4))と施策No.39都市型観光の振興(主要な施策(2))の両面から推進していく予定としております。
9 - 4	藤本記念館管理運営部会としては、「文学館・公文書館の整備」が市からの正式なアプローチと理解し、早急な実施を望む。但し、現状の活動実績(添付)を踏まえ、参画と協働の観点から実施案作成作業には当管理運営部会との協働作業を願う。	1	学館・公文書館の整備につきましては、建設費ならびに毎年の維持費も発生することから、財政状況を踏まえ、毎年の実施計画および予算段階で実施時期の検討を行います。また、整備に際しては、地域住民や関連団体をはじめとして、広く意見をうかがう予定としております。

## 10 基本計画各論(まちづくり 9(スポーツ・レクリエーション活動の推進))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
10 - 1	船坂地区にある約9.5haの市所有地(多目的広場)の活用を提案する。当初の計画だった「健康スポーツランド」の実現を図り、南部地域住民が南北バスを利用し、北部(山口町域)に来て環境の良さを満喫して欲しい。	1	スポーツ・レクリエーション施設につきましては、主要な施策展開(4)により、その充実に取り組んでまいります。また、基本計画総論第4「都市空間整備の基本的な方向」におきまして、市域を南部地域、北部地域、臨海地域に大別し、北部地域の整備方針として、自然環境や農地の保全、交通条件の整備など都市機能の充実などを挙げております。
10 - 2	県営や近隣市等にスポーツ施設は十分にあり、稼働率も十分余力があるのに、市が新たに体育館・陸上競技場を新設・運営する必要性は全くない。止めるか大幅削減をする。	1	中央体育館及び中央運動公園陸上競技場他施設は、稼働率も高く市民の皆様の利用も大変多い施設となっています。しかしながら施設や設備の老朽化が著しく、中央体育館も築40年を超え、建て替えが必要となっております。今後整備していく規模や時期、事業実施の可否については、広く市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。



10 - 3	子どもが自由に遊べる広い空間を与えることが肝要。「学校体育施設開放」といっても、土・日曜日はスポーツクラブ21の活動に利用され、一般利用は難しい。	1	スポーツクラブ21は、体力づくり、仲間づくり、地域の連帯意識を育むことを目指した取り組みであり、現在、県下の全小学校区で地域住民による自発的・主体的な地域スポーツクラブの運営が行われています。学校体育施設開放事業は、スポーツクラブ21の活動の一部として、地域の子どもからお年寄りまでが週末に一緒にスポーツに参加するというものですので、事業の趣旨についてご理解をいただきたいと思います。なお、土曜の午前中につきましては、子どもが自由に遊べる空間として、小学校の運動場を開放しております。今後は土地の確保といった問題もありますが、公園・河川敷の整備やスポーツ施設の整備などを通じて充実化に努めてまいります。
--------	---------------------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 11 基本計画各論(まちづくり 10(子育て支援の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
11 - 1	現状と課題では、なぜ少子化なのか問題であり、格差社会、シングルマザーに対する福祉充実など少子化の真因について掘り下げる時期に来ている。	1	少子化に関しましては、経済的な要因だけでなく、ライフスタイルや価値観の変化、核家族化や地域における人間関係の希薄化、社会風潮や治安の影響など様々な要因が考えられ、その対策につきましても多角的観点からより掘り下げて検討していく必要があると考えています。本市では、平成21年1月に「子育て支援に関するアンケート」を実施し、平成21年度中に「次世代育成支援行動計画」を策定する予定ですが、この計画の中で少子化問題や次代を担う児童の育成に関する諸問題について検討してまいります。
11 - 2	北夙川地区に、児童館を建ててほしい。	68	<p>主要な施策展開の(3)地域における子育て支援の充実に「老朽施設の建て替えなど施設整備に取り組みます。」との記述を追加しました。なお、具体的な地区の施設整備の可否や時期につきましては、建設費や維持費が発生することから、毎年の実施計画および公共事業評価での検討を行います。また、子育て支援に係る施設の整備につきましては、既存施設の有効活用や市内の大学にも積極的に働きかけ、サービスの拡充に努めてまいります。</p>
11 - 3	越木岩地区に、児童館を建ててほしい。	2	
11 - 4	西宮市は子供が多いのに、児童館が少なすぎ。西宮は子育てしにくい環境です。医療費、乳幼児健診しかりです。もう少し改善が必要。	1	
11 - 5	まちづくり指標に「自由で気軽なサークル活動やスポーツ活動ができる環境整備」についての具体策が出ていない。8館ある児童館は、もう何十年も増えていない。	1	
11 - 6	これ以上人口を増やさない。保育所に入れない、幼稚園に入れない、学校に行ったらプレハブでは、町のブランドを下げることになる。	1	
11 - 7	保育所の待機児童数0(ゼロ)を目指して、公立保育所の増設や拡充を図る。公立保育所の民間委託を止め、行政が責任を持って対応すること。	1	保育所の待機児童解消については、引き続き、定員の弾力的運用、民間保育所の新設、分園の設置などに取り組んでまいります。なお、公立保育所の民間移管については、待機児童解消計画と一体的な計画を策定する予定であり、保護者等と協議を行ってまいります。

## 12 基本計画各論(まちづくり 11(家庭教育の支援と青少年の健全育成))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
12 - 1	ライセンス発行について 人材の確保は重要であり大変でもある。市民の中には隠れたエキスパートの方も多くおられるため、市の各課で講演や講習が必要な場合の協力者と考え、ライセンスを発行する。	1	ライセンス制度は選考が非常に困難となること、また、人材確保のために試験等を実施することで、逆に敷居を高くしてしまう恐れがあることなどから、現時点におきましては、統一的な規格でのライセンス発行は難しいと考えております。しかし、ご意見いただいておりますとおり、今後、参画と協働のまちづくりを進めていくためには、エキスパートや指導者の育成、および活躍の場の提供が非常に重要なテーマとなっておりますので、今回の計画では、多くの施策において人材活用に関する施策展開を盛り込んでおります。今後、参画と協働の市政運営がより活性化し、実績が構築されていく中で、ご提案のライセンス制度や認定制度等につきましても実施が可能かどうか検討をまいります。
12 - 2	子供がゲームに夢中になり、バーチャルな世界に閉じこもり、外で遊ばない風潮は恐ろしい。遊びであれ、スポーツであれ、人間同士のふれあいが十分でき、自然の生きた力や神秘を感じ得る教育環境の整備が必要。	1	施策 9「スポーツ・レクリエーション活動の推進」において、スポーツ教室の開催やスポーツクラブ21推進事業など、青少年が気軽にスポーツに親しむ環境を提供することで豊かな人間形成に寄与できるよう今後も努力するとともに、施策 11「家庭教育の支援と青少年健全育成」では、子どもたちの体験活動や野外活動に今後も取り組んでまいります。

## 13 基本計画各論(まちづくり 12(学校教育の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
13 - 1	通学圏が広域化し、県立、私立学校が充実している。年間18億円程度の運営費コストがかかる市立高校の必要性は希薄になったことから、廃校、統合を検討する。	1	現在の本市の年齢別人口分布を見ますと、高校生の年齢層が谷になっており、小・中学生の世代よりも人数が少なくなっております。今後、本市の高校進学者の総数は、現在よりも相対的に多くなることが予想されますので、現時点におきましては、市立高校の廃校、統合は考えておりません。なお、平成21年度入試から西宮学区にも新しい選抜制度(複数志願選抜・特色選抜)や新たな自由学区が導入されており、今後とも県教育委員会と連携しながら高校教育改革を進めてまいります。
13 - 2	35人学級を中学校まで拡大する計画を立てる。	1	学級編成については、「都道府県が定める学級編制の基準に従い、市町村教育委員会が学級編成を実施」することとなり、小学校での35人学級については、兵庫県では弾力的な学級編成により、平成20年度は小学校4年生まで実施しています。今後ともきめ細やかな指導の充実を図るため、引き続き、加配の増員について国・県に働きかけてまいります。また、学級編成規準の見直しまで含めた検討を引き続き要望してまいります。
13 - 3	現在の世の中で種々の事件が発生しているが、根本的な問題は『教育の欠陥』にある。	1	本計画期間におきましては、コミュニティの再生、家庭教育の支援、家庭・地域・学校が連携した学校づくり、体験型学習など、各施策の様々な取り組みを通じて子どもたちの豊かな心の形成に努めてまいります。
13 - 4	現状と課題で、公立幼稚園のみが幼児教育センターであるというのは納得がいかない。私立幼稚園もセンターとして機能し得る。	1	ご意見の趣旨を踏まえまして、現状と課題の「地域の幼児教育センターとしての公立幼稚園」を「地域の幼児教育センターとしての幼稚園」に修正いたしました。

13 - 5	高等学校について、複数志願選抜制度が競争原理の悪い要素に蝕まれ、学校間格差を生じないように努めるべき。	1	ご意見いただきましたとおり、複数志願選抜制度が単なる偏差値競争に陥らないよう、県の教育委員会などとも連携しながら、特色化の推進、教育の質の向上といった、高等学校教育の改革に取り組んでまいります。
--------	-----------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 14 基本計画各論(まちづくり 14(計画的・効率的な学校施設運営))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
14 - 1	プレハブ校舎をなくす計画を明示する。	1	児童急増対策は、市といたしましても財政状況を勘案しながら可能な限り速やかに解決すべき重要な課題と認識しておりますので、本計画期間においても、引き続き主要な施策展開(1)のとおり、取り組みを進めてまいります。
14 - 2	今年、甲陽園小学校にプレハブ教室が建てられた。生徒数のピークを予定に入れ、大丈夫との考えであると聞いたが、今の受け入れ困難予測地区をより厳しいランクに変更してもらいたい。	1	本市の年齢別人口を見ますと、未就学児の人口数は横ばい傾向であります。今後、人口動態に突発的な増加または減少の変化が起こることも考えられます。したがって、受入困難地区、予測地区等の指定につきましては、定期的に人口の経年比較や地区の実状の把握を行い総合的に判断してまいります。

#### 15 基本計画各論(まちづくり 15(地域福祉の推進))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
15 - 1	市はすぐに財政的に厳しいというが、本当に住みやすい、暮らしやすい西宮を作って行きたいと考えるなら、バリアフリーを優先にすべき。全国から人が集まる甲子園は西宮の顔。阪神甲子園駅はバリアフリーでなければならない。	1	ご意見に挙げられておられます阪神甲子園駅につきましては、エレベーターの設置のほか、No25「公共交通の利便性の向上」の主な施策展開(1)交通結節機能の強化で、駅前広場等の整備の取り組みを予定しております。

#### 16 基本計画各論(まちづくり 16(高齢者福祉の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
16 - 1	高齢世代が醸成してきた知性や文化、技能等が否定され、若者に追従させられる傾向がますます酷くなる世相・時代であるので、多岐多様な高齢者福祉が必要になる。	1	本計画では、本施策「高齢者福祉の充実」の取り組みだけでなく、施策No.5「市民活動の支援」の主要な施策展開(2)コミュニティ活動の支援、施策No.6「生涯学習の支援」の主要な施策展開(3)高齢者の交流・学習支援、施策No.7「公民館・図書館機能の充実」のまちづくり指標の考え方(様々な世代が利用しやすい地域密着型の公民館、図書館の実現)、施策No.9「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の主要な施策展開(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進、施策No.28「良好な住宅・住環境の整備」の主要な施策展開(3)ストックを活かした環境にやさしいすまい・まちづくり、施策No.31「消費生活の安定と向上」の主要な施策展開(2)情報提供と啓発活動の充実、施策No.41「勤労者福祉の向上」の主要な施策展開(2)高齢者の就業機会の確保など、様々な分野において高齢者を対象とする施策展開を位置付けております。
16 - 2	丸抱え福祉を望む老人もいると思うが、それぞれに何かできることがある。何かをできるようにしてからの福祉を検討すべき。	1	

16 - 3	主な施策展開の「介護保険制度を補完する施策」とは何かを明確に述べるべき。また、「高齢者の意見を聞きながら」は非常に重要だが、その具体的な方法は何か。	1	ご意見を受けまして、「介護保険制度を補完する施策」を「介護保険が適用されない市の単独施策」に修正しました。また、「高齢者の意見を聞きながら」を「アンケート調査などにより高齢者の意見を聞きながら」に修正いたしました。
16 - 4	まちづくり指標にある「災害時における要援護者」の救出は、必要性を訴えるだけで、少しも進展していない。社協と連携し、早急に具体策を打ち出す時期にきている。	1	一人暮らしの増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化は、災害時の高齢者の安否確認の遅れに繋がる危険があるため、本市では、普段の生活状況を地域安心ネットワークシステムに登録してもらい、緊急時にはその情報を迅速な安否確認のために利用するという仕組みを全国に先駆けて構築しています。また、ご意見いただいております災害時における要援護者の具体的な救助の方策につきましては、No.22「災害・危機に強いまちづくり」の部門別計画である「西宮市地域防災計画」に基づいて策定をしております。

### 17 基本計画各論(まちづくり 17(障害のある人の福祉の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
17 - 1	障害や精神科の通院料金減額申請の用紙を通院している医院で配布すべき。このような人たちの立場に立った、もう少し丁寧な配慮が必要。	1	現在、障害のある人や精神科に通院している方に市や県が行っている助成には、自立支援医療費(精神科通院医療)助成制度、特定疾患等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度、高齢重度障害者医療費助成制度など様々なものがあります。そのため、その人の状況に応じた必要書類や申請時の注意事項などについての説明を行えるよう、基本的には市の窓口で申請書の配布を行っておりますが、外出が困難など、窓口にお越しいただくのが難しい場合には電話にてご相談ください。
17 - 2	現状と課題で、「施設入所者の地域生活移行にはグループホーム等の生活の場が必要である」と述べているにも拘わらず、まちづくり指標にグループホームの将来指標が示されていないのは誠に遺憾である。	1	本計画期間におきましては、基本方針を基軸に、在宅生活・社会参加を測る3指標を重点に位置付けて施策を進めていくこととしております。なお、ご意見いただきましたグループホームの必要性や取り組みにつきましては、本施策の部門別計画である「西宮市障害福祉推進計画」での記載を行っております。
17 - 3	現状と課題について、障害者雇用促進法における差別的要素を改正しなければ権利擁護つまり差別禁止法の法制化へ進めることはできない。	1	障害者雇用促進法、差別禁止法といった法律の改正・制定については、今後の国レベルでの議論を見守っていく必要があると考えております。
17 - 4	施策展開(4)に雇用・就労の促進をあげているが、何よりも就労相談・啓発・開拓支援を専門に担うセンターがないことは時代の要請に応えていない。	1	本計画期間においては、障害者就労生活支援センターを設置し、就労相談・啓発・支援体制をつくることを目標としております。
17 - 5	まちづくり指標で10年後でないと就労支援センターが出来ない、しかも1箇所というのは施策としていかにも貧しい。	1	就労支援体制の確立に向けた第一歩としまして、情報の集約や発信のできる拠点施設の設置が必要であると考えております。ご意見いただいておりますセンターの複数設置につきましては、整備費や維持費が必要となることも予測されますので、拠点施設の設立後、施設の運用状況や市の財政状況を考慮して、検討をしております。

18 基本計画各論(まちづくり 18(生活自立の援助))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
18 - 1	ホームレスの自立支援を実施し、武庫川公園等の公共場所の不法占拠を認めないことが大事である。市は仮設住宅など生活拠点と仕事を提供し、公共の場所から実際に移動させなければ効果はないに等しい。	1	
18 - 2	(3)ホームレスの支援 この記述からは支援の内容がわからない。“個々のニーズ”に応じるのは当然として、何より必要なのは仕事と住宅。生活保護の適用も含め、文字通り“個々のニーズ”に応じた支援を求める。		


20 基本計画各論(まちづくり 21(医療保険・医療費助成・年金制度の安定))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
20 - 1	(3)後期高齢者医療制度の推進 この制度を”推進”することも”安定した制度運営に協力”することも不可能。国の制度であろうと、自治体がその下請けを黙って行う時代は過去のもの。市民の立場に立って国に物申すのが、今時の自治体の重要な役割であり”地方自治の進展”を実感できる自立した施策の実践を求める。	1	
20 - 2	後期高齢者医療制度が問題視されている中で、西宮市が総合計画において推進するとの立場に立っているのは何事か。これだけ国民に不評を買っている制度を推進するのではなく、市がその悪い部分を補完する立場にいないといけない。その旨、記述すること。	4	後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療保険制度の1つであるため、その制度の維持、改正、廃止などは国の権限となりますが、ご指摘の趣旨を踏まえまして、施策展開(3)のタイトルを、「後期高齢者医療制度の推進」から「後期高齢者医療制度への取り組み」へと変更し、「また、制度運営に関し、必要と考えられる事項については、全国市長会や広域連合等を通じて、国、県にも働きかけをしていきます。」の文章を追加しました。
20 - 3	後期高齢者医療制度の推進とは国民(市民)に意思に対して全く反対のことである。廃止の方向を求める。	1	
20 - 4	県下一高く、全国約1800自治体でトップレベルの高さである国民健康保険料についての記述が「現状と課題」に無いのはおかしい。県下一高い国保料は恥ずべきこと。恥ずべきことに目隠しでは、市民の生活を守る立場をすてることだ。記述せよ。	2	国民健康保険の保険料につきましては、(1)所得割額、(2)均等割額、(3)平等割額で構成されておりますが、毎年度、各自治体の条例によって、所得割の算出に使用する料率、ならびに均等割・平等割の算出に使用する定額部分の金額を定めることとされております。また同様に、所得割額を算出する基となる「所得」につきましても、各自治体の条例によって、住民税を基準とするか、合計所得金額を基準とするか、合計所得の場合には算入範囲をどこまでとするかといった点を定めております。そのため、個々のケースを複数の自治体の算出式に当てはめた場合には、世帯人数、所得、税額の多寡、所得の種類などの違いによって、保険料の高低順位は変動いたします。端的な保険料の自治体間比較の記載をした場合、被保険者全員の保険料が県下一高いという誤解を招く恐れもありますので、記述をしておりません。ただ、ご指摘いただいております件の重要性は、市といたしましても十分に認識しておりますので、毎年度の保険料見直しに際しましては、一人当たりの保険料やモデルケースでの自治体間の比較を踏まえた検討も引き続き行ってまいります。

20 - 5	高すぎる国保料を引き下げること。	1	<p>ご意見いただいております国民健康保険料の金額設定の水準につきましては、収納率や給付額、加入者数といった統計的な要素に加え、その時点での市の情勢や財政状況を勘案した政策的判断が行われることによって毎年度改定される、という性格を有しております。また、図表に挙げておりますとおり、1人当たりの医療費の上昇が保険料の負担の上昇に繋がる面もございます。中長期のまちづくりを描く総合計画の中で、今後の保険料の水準がどうなるかという具体的な部分までを明記することは困難であります。ご指摘いただいております「被保険者の負担が過度とならないための取り組み」といたしまして、引き続き安定した適正な制度運営を行うとともに、本計画期間におきましては、将来の医療費増を抑制するための特定保健指導、特定健康診査を進めてまいります。</p>
20 - 6	国保料の引き下げは、市としても重要課題であり、政策として明記すべき。	1	
20 - 7	医療費が上がり、介護保険の負担も大変。国民健康保険料は阪神間でも高い。今年度は、市財政が黒字になったのなら、その分を市民に還元すること。	1	
20 - 8	国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料など、社会保障料の「応能負担原則」を実施することだ。保険料の徴収やレセプト点検などは、市職員の職務であって、総合計画に書くことではない。市民が抱えている問題、憲法に照らしてどうか、ではどんな施策があるのか、そういった書き方をすべきである。でないと、総合計画の策定そのものが税金の無駄使いである。	1	
20 - 9	物価が上昇し、生活費が足らなくなっているのに、国民健康保険料がばかみたいに高い。食費を削って保険料を払う。これが本当に社会保障なのか。そんな現状を総合計画に盛り込んで、市のできる限りの施策を書くこと。	1	

## 21 基本計画各論(まちづくり 22(災害・危機に強いまちづくり))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
21 - 1	北部地域には、地すべり・土砂くずれ・土石流などの対策を必要とする箇所が点在し、県のグリーンベルト事業が行われている。このため基本計画に県事業(砂防・防災対策事業など)との連動を明記。	1	<p>主要な施策展開(3)都市防災力の強化に「さらに、北部地域等における急傾斜地崩壊対策事業などの実施を県に要請します。」の文章を追加しました。</p>
21 - 2	ソフト面の記述しかないので、山間部におけるハード対策や規制が必要。	1	
21 - 3	(4)国民保護施策の推進 この項で扱われる“危機”は侵略やテロと思われる。外国軍の上陸攻撃はありえないというのが、国においても公にされた見解。テロを生み出すような外交や内政を行わないことこそが求められている。	1	<p>平成16年(2004年)に成立した国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)では、武力攻撃事態や緊急対処事態(テロなど)等が発生した際に、国民の生命や財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体の責務や対処などが規定されています。そのため、本施策において危機管理体制を整備するとともに、施策No.23「消防・救急救助体制の充実」において、災害等の緊急事態から市民を守る救急救助体制の充実に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨につきましては、施策No.4「平和施策の推進」や施策No.30「防犯対策の推進」を中心に、平和で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>

21 - 4	安全・安心で災害に強いまちづくりには市内の一棟一棟の建物の全棟が建築基準法、消防法等の強制法規に適法であることが最低限の条件である。市の建築、消防の担当部署は、建物やその使用状況が日常的に法律に適合しているように違法に対する監視体制と是正措置の責務を担っているので、巡視体制を強化して、災害に強い安全・安心なまちづくりの基幹的な役割を果たさなければならない。	1	施策 23「消防・救急救助体制の充実」の主要な施策展開(1)予防対策の充実強化、施策 28「良好な住宅・住環境の整備」の主要な施策展開(1)だれもが安心して暮らせる安全な「すまい・まちづくり」の中で、引き続き取り組みを進めてまいります。
21 - 5	災害などの救援については、すべてを救援体制に甘えない、被災者自らも手伝う努力をすよう計画案に盛り込むべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえまして、現状と課題に、「さらに、防災活動を組織的に取り組むには公助(行政)の対応だけでは限界があり、自助(自分の身を自分の努力によって守る。)と共助(地域や近隣の人が互いに協力し合う。)を推進し、行政と市民の連携・協働を深める必要があります。」の文章を追加しました。
21 - 6	施策展開では、主に地震対策に重点がおかれているが、台風・高潮対策の必要性も追記し、災害時、今津港の水門や樋門等の完全閉鎖を強く願う。	1	ご意見の趣旨を踏まえまして、主要な施策展開(3)に、「また、地震、津波、高潮、洪水、土砂災害などあらゆる災害時の緊急情報伝達手段として防災行政無線を全市に配置するとともに、」の文章を追加しました。

## 22 基本計画各論(まちづくり 23(消防・救急救助体制の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
22 - 1	宝塚市カラオケ店火災のような悲惨な事件の未然防止には建物への立入検査の強化が大変有効であるので、検査実数を倍増するぐらい大幅に増やす。	1	現在本市では、予防活動推進事業の中で、防火対象物、危険物施設に対する立入検査を行っております(平成19年度実績:防火対象物査察4,470対象 危険物施設査察数307対象)。また、同事業におきましては、住宅火災等の発生防止と死傷者の低減を図るために、住宅防災診断(平成19年度実績:訪問診断数1,063世帯 自己診断数552世帯)や家庭防火クラブの活動支援(平成19年度活動実績:のべ790名)も実施しております。ご意見いただいております「立入検査の倍増」につきましては、すでに当初の各年度の目標値を大きく上回る件数を実施している状況であり、人員的な制約もあるため難しいと考えておりますが、最終的な成果目標である住宅火災死者数0の達成を目指して、検査精度の向上や検査を通じた啓発効果を意識しながらの施策展開を図ってまいります。
22 - 2	(2)消防体制の充実強化で述べられている内容はもっともなことだが、果たして西宮市の実態を見た上でのものなのか。この4月21日上ヶ原7番町での住宅火災に関する新聞記事を見ると疑問が湧く。「消防活動困難地域の解消」が基本計画になぜ盛り込まれなかったのか不思議である。なぜ根本的に内容を変えないのか。	1	現在市では、消火活動に支障をきたす可能性のある狭隘道路がある地域につきまして、対策を示した警防計画を作成しております。なお、消防活動困難地域の解消につきましては、都市基盤整備となりますので、施策No.24「道路の整備」の主要な施策(1)「道路ネットワークの形成」で災害対策も念頭に置いた道路整備に取り組むほか、施策No.37「良好な市街地の形成」において、土地区画整理事業を活用した各種インフラの整備を図ることとしております。



23 基本計画各論(まちづくり 24(道路の整備))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
23 - 1	基本計画各論への組み入れを提案。 名塩道路の生瀬地区早期着工 県道塩瀬門戸荘線…塩瀬地区～市南部との連絡道路	1	
23 - 2	(2) 鉄道との立体交差の促進と踏切対策の推進 この項に関連して、阪急甲陽線の一部地下化が「2014年度以降に実施する事業」として報道された。しかし、書かれているのは阪神本線甲子園駅以東と阪急今津南線で、阪急甲陽線については触れられていない。これを意図的に隠しておいて、パブリックコメントにかけるのは市民を欺くもの。	1	
23 - 3	周辺住民の反対を受けている阪急甲陽線の一部地下化事業は補助事業として期限が切れるので事業計画を断念したかと思っていれば「2014年以降に実施する事業」として報道された。200億円近く事業費を使う事業なのに何の記述もない。環境破壊を起こすので市民の理解を得るのは面倒とばかり隠しているのか？もしそうなら「市民参画と協働条例」を作ろうとしている市の姿勢を疑う。市民に実態を隠して市政を執行出来る時代ではないことを自覚すべき。	1	個別の事業計画につきましては、今後、政策的判断、予算の裏付けや地域における合意形成などが必要となりますので、具体的な名称を掲げて総合計画に明記することは困難であります。現在、未整備区間の都市計画道路を対象として、優先的に整備する路線の抽出作業を行っており、今後、大型事業につきましては、公共事業評価等において、必要性や効果を検証し、パブリックコメントなどを通じて広く市民の方々の意見をお聞きしたうえで実施の可否を検討してまいります。また、国や県の事業についても協議調整をしてまいります。なお、事業が具体化した時点で、地域における説明会を行い、施工に際しましては、沿道地域の方々の理解と協力を得ながら工事を進めてまいります。
23 - 4	道路整備について、住民協議を謳う。	1	
23 - 5	県道大沢西宮線(鷺林寺南～甲陽線)の異常ともいえる交通量を適正レベルに引き下げるための道路網改善施策が必要。	1	
23 - 6	施策展開において、「生活道路への通過交通の流入を抑制する…」と述べている。甲子園線が渋滞し生活道路に侵入している車を抑制してほしい。さらに、「キッザニア」の開発事業に伴う交通事情を行政はどう考えているのか聞きたい。	1	
23 - 7	高架化等の公共事業の施工は、縦割り行政の弊害を極力なくし、交通安全、河川水路、下水道、水道、道路、環境等の市、県、電鉄、工事業者等の関係部署が連携・協力し、安全・安心な施工をする。関係住民等への説明責任や安全対策を疎かにしないこと。	1	公共事業の実施にあたりましては、沿道地域の方々の理解と協力を得ながら、関係部署ならびに民間事業者が連携し、効率的で安全かつ適正な施工に努めてまいります。
23 - 8	道路の適正な維持管理では陸橋などで錆びていたり路面のレンガが欠けているのにそのままになっているところがある。市か県の管理なのか解らないが、点検、補修を徹底すること。	1	市では、延長約950kmあまりの市道について、道路パトロールを実施し、道路の破損箇所や老朽・危険箇所等の補修・改良を行い、事故の防止に努めております。しかしながら、行政の点検・監視だけでは限界もあるため、本計画では、市民一人ひとりの活動に、「美化活動、破損・危険箇所の通報」を盛り込み、重要な都市基盤施設である道路の保全について、市民と市がともに協力して取り組んでいく環境や体制づくりを目指してまいります。なお、ご指摘の件のような、管理者が不明の場合の道路補修につきましても、市にご連絡いただければ、該当箇所の状況や管理者等を確認のうえ、適切に対処してまいります。

23 - 9	これから益々高齢者が増える。健康法として一番手軽に出来て尚且つ効果があるのが散歩だ。同じように夫婦や或いは仲間と歩いているのによく出会う。散歩で困るのは、どこを歩いても車にびくびくしなければならぬこと。これでは運動以前に疲れてしまう。人だけが通れる散歩道を造り、安心して散歩が出来るようにしてもらいたい。	1	主要な施策展開(3)安全で快適な歩行空間の確保の中で、安心して通行できるバリアフリー化などの道路整備を行うほか、施策No.29「交通安全対策と駐車対策」において歩行環境の改善を図ってまいります。
23 - 10	都市計画道路や高架事業は、人口減少高齢化等のスローライフ時代に必要性が希薄化している。向こう10年間は凍結する。現実問題としては、30年以上以前に計画決定の都市計画道路は、延期か凍結する。地球温暖化対策や原油高、人口減、スローライフ化等で今後の道路等の必要性はますます低下する。	1	道路は、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤であるとともに、都市防災やライフラインなどの施設の収容といった役割を果たしています。本市では現在、未整備区間の都市計画道路を対象として、優先的に整備する路線の抽出作業を行っており、今後も財政状況を見極めながら、緊急性や必要性の高い路線・区間の整備について、計画的・継続的に実施していかねばならないものと考えております。
23 - 11	道路を拡幅しても、結局通行量が増えて渋滞が解消されないことは、「社会的ジレンマ」としてよく知られていることであり、渋滞解消によるバスの定時性確保というのも幻想である。また、災害時の避難路と言っても、渋滞して身動きが取れなくなるまでマイカーが道路に出てくるだけのことであり、所期の効果を果たすとは考えにくい。道路の整備よりも、市民の交通に対する意識変革や公共交通の利便性向上を指向するべきではないのか。	1	道路は、自動車交通の利便性を確保するほか、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤であるとともに、都市防災やライフラインなどの施設の収容といった役割を果たしており、機能の充実が必要と考えております。ただ、ご意見いただいておりますとおり、公共交通機関と自動車交通が適切に交通を分担する必要があると考えておりますので、本計画期間では、「人々の移動や地域の交通流動を改善していくための取り組み(=モビリティ・マネジメント)」の視点から、バス路線の整備や駅前広場整備をはじめとする交通結節機能の強化を進めるほか、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための快適な歩行空間の整備などに取り組んでまいります。
23 - 12	「道路と公共交通機関との連携」とは具体的にどのようなことを指すのか。	1	

## 24 基本計画各論(まちづくり 25(公共交通の利便性向上))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
24 - 1	南北を繋ぐ交通網が弱点。阪急西宮北口・阪神西宮・西宮浜を繋ぐ路面電車LRTがあれば良い。	1	国土交通省道路局が支援を行っている「歩行者・自転車優先のみちづくり」におきましても、ご提案いただいておりますLRT(次世代型路面電車システム)が選択肢の1つに掲げられておりますが、本市でのLRTの導入につきましては、大規模な土地の確保や多額のコスト(初期投資および維持管理)等が必要となるため、現段階では検討に至っておりません。したがって、本計画への記載は難しいと考えております。なお、南北交通の強化につきましては、主要な施策展開(3)バスの利便性の向上を基軸に、民間事業者や地域とも話し合いながら、今後本市においてどのような手法が可能であるか検討をしております。
24 - 2	南北バス本格運行の成否は、赤字分を市と地元でどれだけ補填できるかにかかっている。単に山口町域住民の利便だけでなく、町域内に魅力ある施設を作るなど、南部地域住民も南北バスを利用する方策こそが肝要。	1	主要な施策展開(3)に、「さくらやまなみバスについては、平成21年度から運行事業を実施するとともに、持続可能な事業となるよう事業収支の分析や改善などについての取り組みを行います。」の文章を追加しました。

24 - 3	公共交通の利便性向上の素案において、阪急神戸線武庫川部における新駅設置について課題であると人ごとのように書かれている。この新駅設置は昭和17年の旧瓦木村と西宮市との合併条件であるにもかかわらず、今まで放置していた経緯がある。新駅設置にはアクセス道路や駅前広場等関連公共施設整備が必要であり、隣市の尼崎市と駅周辺のまちづくりについて共通の土俵に乗るよう働きかけを求める。	1	主要な施策展開(2)に、「また、阪急神戸線の武庫川部の新駅設置については、その実現可能性について隣接市や鉄道事業者とも協議するなど検討を行います。」の文章を追加しました。
24 - 4	市内の不便な所に市バスを走らせて欲しい。	1	主要な施策展開(3)に、「地域の交通課題に対応するためのコミュニティバスについては、地元主体を前提とした導入の可能性などについて、地元との調整を図りながら検討を行います。」の文章を追加しました。
24 - 5	ここで述べられている「鉄道の利便性」は、乗客輸送が便利という意味の利便性にすぎない。なぜわが国の貨物輸送は電力(鉄道)輸送を主力に出来ないのか。総合計画では、大気汚染や騒音といった健康被害を生じさせる大型ディーゼル車に依存し過ぎているわが国の貨物輸送の問題の究明と解決に取り組むべき。	1	2005年実施の全国貨物純流動調査(国土交通省)によりますと、代表輸送機関別年間出荷量は、トラックが81%(営業用トラック54%、自家用トラック27%)、海運が13.5%、鉄道が1.1%、航空その他が4.4%となっています。トラック輸送は、鉄道や海運と異なり途中の積み替えコストが不要であること、鉄道の通っていない地域や内陸部への輸送が可能であること、高速道路をはじめとした道路網の整備による時間短縮などから、ご意見のとおり、現在わが国の物流輸送の中心となっております。本市は、阪神間の中間に位置し、名神・中国・阪神高速といった高速・有料道路や国道2号、43号、176号が走っているため、輸送に伴う通過交通量が多い状況ではありますが、総合物流政策は日本全体の問題であるとともに、民間企業の経済活動でありますので、一自治体のまちづくりである総合計画の範囲内だけで解決を図ることは困難であると考えております。したがって、本計画におきましては、今後も、阪神東南部地域におけるディーゼル車の通行規制( )を行っている兵庫県と協力していくとともに、生活環境の保全と改善を図るため、通過交通に対する対応を国や県へ要望を行うほか、沿道環境の改善に繋がる施設整備や大気・騒音等の監視の取り組みを進めてまいります。( Nox,PMの両方を対象に、排出基準に適合しないトラック・バスについては、域外からの流入車を含め、走行を禁止。)
24 - 6	平成12年以降パーソナリティ調査が行われていないが、その後人口増や街の構造の大きな変化が生じている。交通政策を考える上で、まずは市民の行動パターンを正しく把握するという課題も認識されるべきではないか。	1	ご意見いただいておりますとおり、交通政策は、実際の人や物の行き交いを踏まえて決定していく必要があると考えております。しかしながら、京阪神圏における都市交通に関する実態調査の実施につきましては、京阪神圏が公共交通機関に恵まれている多核型の特性を有している地域であることから、流入・流出人口を広域的に把握することが必要不可欠であるため、圏域内で一斉に調査をする体制となっております(次回のパーソナリティ調査は平成22年の予定:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)。なお、ご提案いただいております施策展開の追加案につきましては、公共交通、土地利用、交通安全、環境保全という複数施策が連携して展開していく大きな視点でございますので、本計画におきましては、基本計画総論(第4 都市空間整備の基本的な方向)にて、同趣旨の内容を記載しております。
24 - 7	主要幹線道路沿いに出店する大型店舗の周辺で渋滞が多発しているにもかかわらず、ガラガラのバスが走っている様子を見ると、市民の行動パターンと公共交通機関がマッチしていないことが分かる。公共交通機関のことだけを論じるだけでなく、市民の行動パターン、ひいては土地利用とも密接に関係していることを課題として認識し、ここで文章化しておくべきではないか。 【主要な施策展開追加案】「交通と土地利用の関係の見直し/土地利用や市民の行動パターンと交通の関係を分析し、交通安全や環境保全の観点で望ましい状況となるように誘導します。」	1	ご意見いただいておりますとおり、交通政策は、実際の人や物の行き交いを踏まえて決定していく必要があると考えております。しかしながら、京阪神圏における都市交通に関する実態調査の実施につきましては、京阪神圏が公共交通機関に恵まれている多核型の特性を有している地域であることから、流入・流出人口を広域的に把握することが必要不可欠であるため、圏域内で一斉に調査をする体制となっております(次回のパーソナリティ調査は平成22年の予定:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)。なお、ご提案いただいております施策展開の追加案につきましては、公共交通、土地利用、交通安全、環境保全という複数施策が連携して展開していく大きな視点でございますので、本計画におきましては、基本計画総論(第4 都市空間整備の基本的な方向)にて、同趣旨の内容を記載しております。

24 - 8	移動手段の利便性向上や環境負荷低減という大きな課題からすれば、バスの利便性向上はその一部であり、徒歩や自転車による移動の利便性・快適性向上など、取り組むべきことは多い。よって、大きな枠組みでの目標として、分担率の目標(主に自動車の分担率)を盛り込み、マイカーからの利用転換に向けた目標を定量的に掲げるべきである。	1	市といたしましても、今後は、「人々の移動や地域の交通流動を改善していくための取り組み(モビリティ・マネジメント)」の視点に立った交通施策の展開を、より一層進めていく必要があると考えております。ご意見いただきました、公共交通機関と自動車の分担率の適正割合の設定につきましては、市内総人口や年齢構成、景気といったマクロ的な要因のほか、鉄道・バス事業者の経営動向などにも影響を受けることが考えられます。したがって、具体的な数値目標を設定することは困難でございますが、現時点の数値を基準に、今後過度の偏重がでないよう、バス路線の整備や駅前広場整備をはじめとする交通結節機能の強化に取り組むほか、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための快適な歩行空間の整備などを進めてまいります。なお、今回のご意見の趣旨を踏まえまして、公共交通機関の利用を測るまちづくり指標として、1日当たりのバス乗車数を追加いたしました。
24 - 9	「交通手段の適正な分担」とあるが、市として各モードの分担率はどれくらいが適正と考えているのか。対症療法的な対応だけでは、もぐら叩きのように際限なく道路整備に費用を費やさなければならなくなる。定量的な目標を設けて誘導を図り、過度な道路整備を是正すべきでないか。	1	
24 - 10	既存の駅前広場において濡れずにバス・タクシー乗り場まで移動できる環境を整えることも盛り込むべきではないか。「濡れない」というのは公共交通の利用促進においては重要な要素である。現状でも、JR甲子園口、JR西宮、阪神西宮(南口)では、駅の出口からバス・タクシー乗り場までの間に屋根がなく、雨に濡れてしまう。	1	費用対効果、景観等のマイナス要因、鉄道事業者との管理区分の調整、バスやタクシー事業者による施行の可能性などを踏まえて、実現の可否等を検討してまいります。
24 - 11	コミュニティバスの運行について、住民協議を謳う。	1	コミュニティバスにつきましては、地元主体を前提として、地元や事業者との調整を図りながら導入の可能性について検討を行います(主要な施策展開(3)バスの利便性の向上)。

## 25 基本計画各論(まちづくり 26(水の安定供給))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
25 - 1	冒頭に「水需要及び給水収益は伸び悩んでいます」とあるが、何事も右肩上がりの時代は過去のものとなった以上、水需要もその収益も下がることはあっても上がることはないということを事業環境として受け入れなければならない。また、「循環型社会への移行」という視点、及び節水施策として、大きな施設の建設に際して貯留施設の併設を促し、散水や水洗には上水を使用しないという「習慣」を一般化する時期に来ている。なお、一般家庭においても雨水活用は可能であり、先進自治体では雨水貯留の助成制度を設けているところもある。	1	現在市では、公共施設での節水努力を行うとともに、雨水貯留施設を設け、植栽への散水、トイレの洗浄水として活用するなどの取り組みを継続的に行っております。一方、民間施設への雨水利用施設設置につきましては、事業所やマンションなどの一定規模以上の建築の建設に際しまして、開発指導の段階で設置等の要請をしておりますが、ご提案いただいております「施設設置に対する支援・助成」につきましては、実施に至っていない状況です。今後とも、他市の実施状況などについて調査を行いますとともに、財政状況を踏まえ、本市における導入の可能性について、毎年度の実施計画および予算編成の段階で検討を行ってまいります。

25 - 2	地域独占事業で競争性(代替性)がなく、税金に近い強制的な高い水道料金を下げて住民福祉の増進向上を図る。	1	水道事業は、地方公営企業法第2条に規定されている公営企業であるため、災害といったような例外を除いて、その運営費用は、経営による収入から充てなければならないとされています。また、水道料金は、水道法により、原価に照らして適正に定めることが求められています。したがって、ご要望いただいております水道料金の値下げに直結する水道事業の経営基盤の強化につきましては、給水収益の増加もしくは、コストの削減が必要となりますが、水需要、給水収益は近年伸び悩んでおり、ご指摘のとおり、今後も増加する可能性は少ないものと思われます。また今後浄水場統廃合整備、阪神水道企業団からの受水量の増量、鉛製給水管の全廃に向けた取組み等、膨大な資金の投資が必要となっており、厳しい財政運営を余儀なくされています。そのため、本計画期間におきましては、コストの削減・効率化を測る指標として「職員1人当たりの配水量」を設定し、本市の水道事業の健全な経営基盤の確保・強化に取り組むこととしております。
25 - 3	水の需要は落ちる傾向にあり、今後も増えない。水道事業の合理化、効率化によりコストを下げ、数次の水道料金の値下げを向こう10年間特に前期で実現する。	1	
25 - 4	上水・中水・下水の利用対策や方法論の記述が必要。	1	上水については施策 26「水の安定供給」、下水については施策 27「下水道・河川の整備」にそれぞれ記述をしております。また、中水につきましては、施策 27の主要な施策展開のなかで(3)下水道資源の有効利用の項目に下水道処理水の多目的利用を図ると記述しております。なお、各分野のより具体的な対策や事業展開等につきましては、上水道や下水道の部門別計画である「西宮市水道ビジョン」、「西宮ウォーターリニューアル21」、及び「これからの下水道」などにて記載をしております。

## 26 基本計画各論(まちづくり 27(下水道・河川の整備))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
26 - 1	基本計画各論への組み入れを提案。 武庫川河川改修(花の峯下)～上流・・・河川敷散策道 生瀬ダム問題と名塩道路関連	1	につきましては、施策 27の主要な施策展開のなかの(6)多自然川づくりの推進で親水施設の設置と記述しております。なお、武庫川河川改修につきましては河川管理者である兵庫県が、今後策定する河川整備計画の中で、親水施設も含めた施設計画を定めて進めていくこととなっております。なお、の生瀬ダム問題につきましては、26 - 2、3で回答いたします。
26 - 2	(5)治水安全度の向上 (6)多自然川づくりの推進 西宮市は武庫川の治水についてダム建設を兵庫県に求めているが、ダム建設は“多自然川”の対極にあり、総合治水という現代の治水理念に逆行するもの。とりわけ、天井川にあっては、破堤を避けることに全力を傾けなければならない。越流だけなら被害は少なく済むし、洪水を河川に閉じ込めることは、ダムをもってしても困難。河川行政は、洪水時の一定の氾濫は容認し、その被害を最小限にとどめる方策を考える。つまりは総合治水に移行すべきであるし、改正された河川法はそういう方向性を示したのではないだろうか。	1	二級河川である武庫川の総合的な治水対策につきましては、河川管理者の兵庫県が、「武庫川流域委員会」からの提言を踏まえ、今後策定する河川整備計画の中で、具体的な手法・施設計画を定めて進めていく予定となっております。市といたしましては、武庫川の下流が、密集住宅地の中を流れる天井川であり、万が一破堤した場合には計り知れない被害が想定されることから、流域自治体として、ダムも選択肢の一つとして総合的な治水対策の早期実施を、引き続き県に対して要請してまいります。また、市が管理している普通河川・水路につきましては、主要な施策展開(6)「多自然川づくりの推進」のとおり、改修・改築のタイミングにあわせて、浸水施設の設置や自然環境に配慮した工法の導入を進めていくこととしております。
26 - 3	「多自然川づくりの推進」を挙げながら西宮市は武庫川の治水でダム建設を兵庫県に求めていると聞く。ダムは要らないというのが世界の趨勢。武庫川水系流域委員会が不適切と答申をした淀川4ダムの意見を無視し、ダム建設に走る国土交通省と同じ愚を繰り返さないよう多自然川づくりを推進すること。	1	
26 - 4	河川法の適用を受けない普通河川・水路の扱いは慎重にすること。	1	

26 - 5	<p>浸水対策など人工的に十分な対策には際限がない。前提となる予測予想条件は机上計算にすぎない。災害が発生すれば速やかに避難し、被災者の救済策を速やかに講じる。古今東西に共通の災害に対しての原則である。莫大な税金を使う施設の建設ではなく風水害、津波等発生時の対応策の住民への啓発等の徹底が重要である。</p>	1	<p>本計画期間における浸水対策につきましては、施策 27の主要な施策展開(1)に基づき整備水準を時間雨量を47mmから55mmへ向上すると共に、新たに流出抑制型施設等の整備を進め市街地の浸水防除に努めてまいります。しかしながら、ご指摘のとおり施設整備だけでは浸水被害を完全に防ぐことは困難でありますことから、施策No.22「災害・危機に強いまちづくり」で、市民一人ひとりの防災意識の高揚や地域における防災力の向上を目指すとともに、施策No.23「消防・救急救助体制の充実」で、救急救助体制の充実・強化を進めるなど、ハードとソフトの両面から総合的な防災対策を進めてまいります。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 27 基本計画各論(まちづくり 28(良好な住宅・住環境の整備))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
27 - 1	<p>以前と現在において、行政判断が異なったため、私道に関する近隣トラブルが生じている。市民の立場に立った安心して暮らせる快適なまちづくり計画の取り組みをお願いする。</p>	1	<p>良好な住環境を確保するため、法令などに基づいて、地域の状況や社会情勢、地区住民の合意形成等に応じて適正な規制、誘導を行ってまいります。また、関連施策といたしまして、施策No.33「緑の保全と創造」、No.36「美しい都市景観の形成」、No.37「良好な市街地の形成」など、環境や景観面からの取り組みを進めることとしております。</p>
27 - 2	<p>施策展開(2)にある「…適正な規制・誘導を行う」は全くそのとおりであり、その具体的な方策を住民に示すこと。</p>	1	
27 - 3	<p>市内の公的及び民間の賃貸住宅供給は需要を超え過多である。市営住宅の建替予算は非常に過大であるので大幅に削減する。</p>	1	<p>住宅セーフティネット法において、地方公共団体は低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭などに賃貸住宅の供給の促進を図ることが責務とされており、市営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を期待されています。このため、市営住宅の建替え事業を通じて耐震化・バリアフリー化した住宅を順次供給することは、必要な施策であると考えております。一方、震災後、災害公営住宅など約2,800戸の住宅を供給したことにより、管理戸数が増加しているという側面もあり、建替え事業を通して近隣の老朽市営住宅を集約するなど、管理戸数の適正化を図ることを考えております。なお、市営住宅の適正な規模・戸数につきましては、景気や本市の財政状況を見極めながら、適宜決定・修正を行っていくこととしております。</p>
27 - 4	<p>市営住宅の建て替え等が上がっているが、市内及び近隣市には公的及び民間の賃貸住宅が有り余っている。市営住宅に入居できない住民と間に不平等・不公正化が生じている。市営住宅は、老朽化で使用が危険や不能になれば順次全廃し、高齢者等は介護等が受けやすい施設等へに誘導し、健全者は民間住宅への転居を誘導する。低所得者層等は、市営住宅入居者との不平等化・不公正化を是正するために民間住宅入居者に対するの利子補給等の保証・補給制度を新設・充実する。</p>	1	
27 - 5	<p>市内には旧公団(現都市再生機構)や市営住宅が多くあるが、旧公団等から分譲されて私有(個人)財産になった住宅・街区の環境の方が、市等が入居者を選定し、運営・管理している住宅・街区よりも一般的に良好で近隣の評判も良いので、住宅環境保全、都市景観形成の面からも良好な運営・管理ができない市営住宅は全廃や削減する方が良い。</p>	1	
27 - 6	<p>主要な施策展開に「市営住宅への優先入居を拡充」がある。障害のある人の市営住宅入居希望は真剣であり、空文に終わらないように願う。</p>	1	
27 - 7	<p>斜面地の開発条件を今よりもっと厳しいものにする。</p>	1	

27 - 8	基本方針に「地区計画」の策定があるが、地域住民にとって、その策定は安易な問題ではない。行政として、「まちづくり協議会」の立ち上げや「コミュニティづくり」に協働してほしい。	1	現在市では、地域の特性を活かした住民主体のまちづくりを進めるため、都市計画法に基づく「地区計画」によるまちづくりを推進しています。地区計画を策定するには、「どういうまちにしたいか」、「どの程度の基準が適当であるか」などについて、地区の関係権利者等の合意形成が必要です。このため、まちづくりの専門家を派遣したり、まちづくり活動の助成を行うことにより、地区計画の策定に向けての地域住民の活動を支援しています。(平成21年1月時点:市内32地区で地区計画策定)施策NO.37「良好な市街地の形成」の主要な施策展開にも示しています。
27 - 9	地域住民のふれあい交流が大切であり、地域とマンション入居者による諸問題が深刻になっている。市として、「和」維持のため出来る限りの指導・監督をお願いする。	1	主要な施策展開(3)のマンションの適正管理や、主要な施策展開(4)の各組織間のネットワーク作りなどを支援してまいります。なお、住民のふれあい交流につきましては、市民一人ひとりの活動が必要不可欠でございますので、施策No.5「市民活動の支援」において取り組む「地域コミュニティ活動の活性化」を通じて実現を図ってまいります。

## 28 基本計画各論(まちづくり 29(交通安全対策と駐車対策))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
28 - 1	わがもの顔で歩道を猛スピードで走る自転車。高齢者は怖くて歩道も歩けない。後ろから来る自転車には特に恐怖を感じる。交通安全教育といえいつも弱者の幼児や高齢者が対象に挙げられているが、本当に有効な対策を考えるなら自転車を含めドライバーの安全教育が第一。ドライバーが安全運転をすれば事故は防げる。ドライバーの交通安全対策を第一の柱にすること。生活道路に車を走らすのが事故の元だ。人、車を別々の道路として整備できないのなら、生活道路を走る車は歩く速度に合わせる位の制限速度にすること。今の対策では安全対策として実効性に疑問を感じる。	1	自動車は、免許取得時や更新時に公安委員会から交通ルールやマナーの講習があり、運転時には警察の指導や取締りがありますが、交通違反や交通事故があとを絶ちません。一方、自転車は、子どもから高齢者まで容易に運転できるためルール違反、マナーの悪さが目立ち、市内の自転車関連の事故件数は約30%を占めています。そのため、主要な施策展開の(2)「交通安全意識の高揚」に記載のとおり、交通安全運動でルール遵守、マナー向上のための啓発活動等を実施するとともに、将来大人となる子どもたちや高齢者を中心に参加・体験型の自転車教室を実施してまいります。生活道路につきましては、(1)「交通安全施設の整備」に基づき整備を図るとともに、通過交通を抑制するため施策 24「道路の整備」の主要な施策(1)「道路ネットワークの形成」を進め、速度制限等の規制につきましては、地域住民からの要望を受けて警察と協議してまいります。
28 - 2	歩行者の通行時に発生する事故としては、自動車や走行中の自転車との事故よりも放置自転車との事故の方が件数が多いのか。放置自転車の減少に取り組むことは必要であるが、それを最重点に据える理由を明確にしてほしい。	1	交通安全対策は、交通安全施設の整備、交通安全運動、交通安全教育、交通規制や取締り等が関連しているため、道路管理者や警察等関係機関が連携・協力して実施しています。このうち、交通事故に対する主な施策である交通規制や取締りは、公安委員会や警察の所管となっているため、本市の最重点指標としては、市が主体的に施策展開をおこなっている「放置自転車台数」の減少を掲げ、安全な歩行者空間や緊急避難路を確保し、都市景観を保全することとしています。
28 - 3	阪急甲陽園の駅に大きな駐輪場を設置して欲しい。	1	駐輪場につきましては、既存施設の有効利用や改良とともに鉄道事業者等との連携によって整備を図ってまいります。駅前での用地確保や予算措置が必要となるため、市内各駅の駐輪場の状況等を踏まえ、毎年度の実施計画等のなかで検討を行ってまいります。

28 - 4	(1)交通安全施設の整備に「通学路の整備」があるが、現状の危険箇所を確認しているのか。幼稚園、小学校、中学校の保護者に「危険箇所アンケート調査」を実施し、『校区内危険箇所マップ』を作成して、まちづくり指標の目標値に危険箇所”0(ゼロ)”を掲げ取り組むべき。	1	現在、全国交通安全運動にあわせて、警察や道路管理者等が、小学校区単位で学校関係者やPTA、地元自治会等と一緒に交通安全総点検を実施し、通学路等を巡回して危険箇所について可能な改善措置等を講じてきております。また平素から通学路等についての情報や要望等をいただき、可能な改善措置等を講じてきております。まちづくり指標の目標値を「危険箇所0」に、とのご提案ですが、「交通事故死傷者数」減少を目標値として通学路等の危険箇所の改善に取り組んでまいります。
28 - 5	公共駐車場が少ない上に、民間よりも割高なのは問題。	1	公共駐車場の設置につきましては、駐車スペースを提供することで、渋滞解消や路上駐車の減少を実現し、快適な歩行空間を確保するという効果をもたらす一方で、民間の駐車場経営を圧迫する、特定の民間商業施設等に対して利益が波及するといった可能性があることから、原則として、「民業で明らかに不足している部分を、公共性・公益性の観点から補完する」という立場で実施しております。同様に、料金につきましても、民業圧迫にならない水準設定となっております。
28 - 6	駐車場をさらに整備してマイカーの利便性を向上させるということは、環境問題への対応や公共交通の利用促進と相反するのではないかと。路上駐車により渋滞緩和は見込まれるが、マイカー利用の動機を与えることになると考える。	1	現在市では、「環境の保全」や「人々の移動や地域の交通流動を改善していくための取り組み(モビリティ・マネジメント)」等の視点から、公共交通機関の利用促進に取り組んでおります。しかしながら、平成20年9月時点で、兵庫県下に220万台、大阪府と合わせると約500万台の自家用車が登録されているという現実がありますので、路上駐車を防ぐためにも、大規模な民間商業施設の整備に際しましては、駐車場の設置を条例で義務付けしております。なお、ご指摘いただいております駐車場の適正規模、面積につきましては、今後も引き続き自動車交通から公共交通への転換を推進していく中で検討をしております。
28 - 7	平成19年度の兵庫県の商業統計によれば、市内商業施設の来客用駐車場の収容台数は13,222台である。仮に1台あたり平均20㎡の敷地が確保されているとすれば、甲子園球場のグラウンド20面に相当する面積を費やしていることになる。貴重な都市空間を私的な移動のためにこれ以上費やすことが合理的なのかを再考願いたい。	1	

## 29 基本計画各論(まちづくり 32(環境学習都市の推進))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
29 - 1	この計画が認可されるという事実が全く理解できない。環境保全といいながら森林破壊やマンション建設ラッシュが同時進行している。一刻も早く温暖化を加速する活動を中止するべき。	1	現在市では、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、市役所および指定管理者制度対象施設における温暖化防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間事業者の「西宮市地球温暖化防止推進事業所」への登録を募集しているほか、子ども達を対象とした環境学習活動「地球ウォッチングクラブ(EWC)」等に取り組んでいます。また、本計画期間におきましては、市役所内部の取り組みから、市全体へと対象および活動範囲を広げた地球温暖化対策の計画策定を予定しております。なお、ご意見いただいております森林伐採による温暖化の問題につきましては、憲法で保障された個人の財産権との兼ね合いもあり、強制的な規制を市が一方的にかけるといったことは出来ませんが、施策No.33「緑の保全と創造」における森林保全活動、施策No.36「美しい都市景観」における景観形成などの取り組みとも連携を図りながら、環境負荷の低減に努めてまいります。
29 - 2	何よりも環境対策が急務。住宅地開発やマンション建設で、どんどん木が切られている。エコに徹する西宮を先がけて欲しい。ソーラー設置補助金・木を切る開発の禁止・コンビニ店の照明・多量のごみとなる見栄えだけの弁当などの見直し。	1	



29 - 3	西宮は「環境学習都市」として、風光明媚や自然の豊かさを強調しているが、その中身は全く何も無く、具体的な大気汚染や水質汚濁などに関する規制と取締りができていない。最も環境規制の遅れた住宅都市である。	1	大気汚染、水質汚濁につきましては、施策No.35「快適な生活環境の確保」で各種の取り組みを推進してまいります。また、Nox.PMの排出基準に適合しないトラックやバスについて、条例規制を行っている兵庫県と協力しながら通行規制に取り組むほか、幹線道路の沿道環境の保全と改善に努めてまいります。
29 - 4	大気汚染の問題に触れていない。なぜ道路公害が取り扱われていないか疑問である。市内南部中央を東西に走る幹線が発生源となる大気汚染について、真剣な対策をとること。	1	
29 - 5	環境学習についての積極的な取り組みについては評価するところであるが、学ぶだけではなく最終的には一人一人が環境にやさしい行動をとることが目的であり、学習が目的ではない。よって、表題を「環境学習都市の推進等による市民レベルでの環境保護の推進」とすべきではないか。	1	本施策の名称は、平成15年の「環境学習都市宣言」を基に設定いたしました。環境学習都市宣言では、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることを宣言するとともに、学習活動に留まらない、環境活動や環境保全についての行動憲章を定めておりますので、今回ご提案いただいております趣旨につきましては、市といたしましても全く同様の思いであります。「環境学習都市」という言葉が、そうした思いすべてを含んでいることから、「環境学習都市の推進」と表現しております。
29 - 6	アースレンジャー認定の取り組みを通じて小学生に対する啓蒙を行うことは有意義であるが、市民48万人に対して小学生は3万人弱であり、その家族を含めても市民の1/4～1/5程度にしか効果が波及しないのではないかと、これを最重要とする理由は何かを明確にしてほしい。また、より包括的な効果測定の指標があるなら、それに差し替えることを薦めたい。	1	環境問題に対する取り組みを長期的視野に立って進める上で、将来を担う子ども達の環境に対する関心が高まっていくということは、非常に重要なことであると認識しております。そのため、本計画期間においては、感受性豊かな子ども達が、楽しみながら地球環境について考え、身近な環境活動に取り組むことが出来る「アースレンジャー」の参加率向上を重点指標として設定いたしました。また、ご意見にあります家庭への波及効果につきましては、一般向けの広報や施設整備等を通じた直接的な啓発活動も並行して継続実施してまいります。子どもが家庭に戻って話をし、親子で様々な環境活動に取り組むといった日常場面を通じて、自然に家庭や地域へと環境への関心が広がっていくことが、自立し主体的に行動できる市民の育成に繋がっていくと考えております。

### 30 基本計画各論(まちづくり 33(緑の保全と創造))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
30 - 1	環境学習しても、次世代に残せない自然。乱開発の抑制を求める。	1	次世代に残すべき自然については、市街化調整区域や自然公園等の指定により保全に努めています。また市街化区域で行われる開発行為についてもそれぞれの地域の特性を踏まえ風致地区などの都市計画制度や開発行為を指導する条例等により、秩序ある土地利用を誘導しています。今後も良好な都市環境を保全するとともに環境に関する啓発活動に取り組んでまいります。
30 - 2	『公園内のゴミ箱を「0」(ゼロ)にする。』公園利用者の意識向上と公園管理費の削減になる。ごみの持ち帰りは当たり前のこと。	1	公園のゴミ箱につきましては、悪臭やゴミの散乱といった衛生面、景観面の問題や、循環型社会の実現に向けた市民一人ひとりのゴミに対する意識の向上の観点から、基本的には順次撤去する方向で現在取り組みを進めておりますが、公園によりましては、継続して設置を要望される場所もございますので、地元の意見も聞きながら、各公園ごとに判断してまいります。

30 - 3	一人当たりの公園面積をさらに広げる目標としているが、これ以上増やす必要があるのだろうか。都市公園法の定める基準面積程度に止め、『既設公園をリニューアルする』という方針に転換すべきではないか。地域団体の育成を進めるためにも、地域が自主的に維持管理できる、メンテナンスフリーの芝生の導入といった管理のしやすい公園にリニューアルすべき。	1	公園は、憩いの空間や多様なレクリエーション活動の場としての機能のほか、災害時には、一時避難場所や輸送の中継拠点としての機能も有しております。市内には、公園がまったくないという地区も一部残っており、土地や財源が適正な規模で確保できる場合には、そうした地区における公園の新設整備に今後も取り組んでいく必要があると考えております。また、ご意見いただいております既設公園のリニューアルにつきましては、市といたしましても、十分認識しており、特に、多くの老朽化施設の問題は、安全性に直結する重要な部分ですので、今後も引き続き、公園・児童遊園の改修・修繕を計画的に進めてまいります。
30 - 4	私は健康増進のためよく散歩をするが道路、公園、川に雑草が生え放題になっているところが多数ある。芦屋市を歩いていたとき町中にきれいな鉢植えの花があちこちにあり気持ちが和んだ。西宮市では公園に高木がないため暑い季節では木陰がなくて利用できないところがある。もっと整備された緑の多い町にして欲しい。	1	都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象緩和などの環境面、延焼防止などの防災面、街に彩を添える景観面での役割を担っています。このような都市の緑を守り育てて行くため、「桜の名所・みどりの再生事業」などにより公園樹や街路樹の整備や適正な維持管理を行うとともに、市民と行政の協働による取り組みである「花と緑のコミュニティづくり事業」や「緑のリサイクル事業」などを進めてまいります。なお、公園に木陰がほしいなどの要望につきましては、高木補植で対応しております。要望等に応じて、緑陰や緑量の確保に努めてまいります。
30 - 5	武庫川は、景観基本計画で自然景観に指定された都市公園・緑地であるが、禁止されている野球等の危険行為が多く、ホームレスのテント小屋、私設ゲートボール場等の不法占拠が常態化している。公園管理者の管理・運営能力が欠けているため、河川管理者の県に返還し、県営の公園・緑地にするか、尼崎市と連携協力して本来の自然が豊かで利用者に安心・安全で快適な公園に戻し、両市域にまたがる自然景観として保全・活用をする。	1	本市における武庫川河川敷の位置付けの1つとしまして、「広い空間で子どもや高齢者が、安全にレジャーを楽しむことができる場所」という考えがございます。そのため、毎年度事前に届け出を提出した上で、定期的な活動を行っている少年野球や少年サッカー、ゲートボール等につきましては、とりわけ危険な活動状況でない限り禁止とはしていません（大学生・社会人クラブなどの使用は、周囲への安全面の配慮から不可としています）。なお、河川敷における不法居住の問題につきましては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の理念に基づき、国、県、警察、ボランティアなど民間の支援団体等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組んでまいります。

### 31 基本計画各論(まちづくり 34(資源循環型社会の形成))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
31 - 1	環境エコのまちづくりとして、ごみをリサイクル有効資源として事業化させ、市財政面に貢献させている自治体がある。これらが市民にも見えるような体制(システム)づくりを、うるおい・かいてきに組み入れることを提案する。	1	本計画期間におきましては、本市の1人当たりのごみ排出量が全国平均を上回っている現状を踏まえ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みのうち、リデュース(ごみの発生抑制)を最重点課題に位置付けて施策を進めてまいります。ご指摘のリサイクルの事業化につきましては、市民一人ひとりの意識の高まりと分別収集体制の充実が必要不可欠となりますので、主要な施策展開(1)で意識啓発を図るほか、主要な施策展開(2)のとおり、現行の資源ごみにプラスチック容器の分類を加えた分別回収の取り組みを進めた上で、採算性などの面から実施の可能性について検討をしております。なお、簡単な修理で再使用可能な粗大ごみにつきましては、西部総合処理センター併設のリサイクルプラザに展示し、希望者に無料提供をしております(希望者多数の場合は抽選。平成20年度実績:5,400個)。

31 - 2	<p>(6)未利用・自然エネルギーの活用          全学校への太陽光パネルの設置だけではなく、雨水貯留施設の設置も検討してもらいたい。尼崎市では小学校の屋根に設置して散水に活用している例がある。また、風車についても、条件があれば設置を試みてもよい。これらは、子どもたちに環境について考えるいい教材にもなる。</p>	2	<p>学校における雨水貯留施設の設置につきましては、環境面と防災面の利点が挙げられますが、本市では、夏場における局地的豪雨が増加傾向にありますので、後者の「浸水対策」の観点を基軸に、順次設置に取り組んでおります(本総合計画では、施策No.27「下水道・河川の整備」主要な施策(1)にて事業実施)。本市の雨水貯留施設は、急激な雨水の流出を防止する目的で、グラウンドの「表面」に数cm～10cm程度雨水を貯留するものと、周辺地域の雨水流出防止を目的とした「地下」に貯留施設を設置するタイプの2種類があります。工期や手法につきましては、出来るだけ学校の授業等に影響が出ないように今後とも工夫をまいります。なお、地下に設置する雨水貯留につきましては植栽への散水機能を設け、有効な水資源としての再利用に努めております。また、風車による風力発電につきましては、他市の事例等を調査し、研究してまいります。</p>
31 - 3	<p>自然エネルギーの活用では太陽光発電パネルの全学校への設置は時代にマッチした結構な計画だと思う。夜暗くて足元が見えない道がたくさんある。街灯、防犯灯を自然エネルギーを使って増やし、安心して夜道を歩ける政策も入れて頂きたい。</p>	1	<p>施策No.30「防犯対策の推進」で進めている防犯灯の設置・維持管理につきましては防犯協会(自治会)が行っており市はこれらの事業に対し補助を行っております。防犯灯は平成19年度末時点で、市内に約20,000基が設置済みであり、ここ数年間は1年につき約250程度の増設となっております。ご提案いただいております太陽光発電パネルタイプの防犯灯が環境に優しい設備であることは、市としても十分認識しているところでございますが、初期設置費用が現在の10～100倍程度(蓄電量や性能等によって異なる)必要となるため、現時点では導入に至っておりません。今後、補助対象の拡大を行い設置補助をするなど、補助制度の改善を行い防犯協会への支援を強化しまして、さらに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>
31 - 4	<p>コンビニでは弁当などの売れ残りを毎日捨てている。我が国ではこのような食糧の廃棄量が2千万トンを超えているようだ。これを生かす方法はないのか？行政が斡旋して、食べるのに困っている人々に廻せなのか。</p>	1	<p>ご提案いただいておりますコンビニ等の売れ残りを行政が「直接」斡旋することにつきましては、特定の個人・事業者にも利益もしくは不利益をもたらす(公平性)、飲食業や小売業等への圧迫に繋がる(民業圧迫)などの問題があるため、現時点での実施は難しいと考えております。しかしながら、近年、民間での取り組みとして、販売期限が切れた商品を回収し、家畜の飼料、農作物の肥料として再利用する企業や、コンビニの販売期限が切れてから、実際の消費期限を迎えるまでの5～6時間の間に弁当を加工して提供する個人食堂、企業から余剰食品を提供してもらい、福祉団体や食事に困っている人たちへ配布を行っているNPO団体などの活動がマスコミで取り上げられるようになっております。ご指摘の廃棄食料の活用につきましては、こうした「資源の有効活用」や「フードバンク」といった考え方が社会全体に広がるのが重要となりますので、行政としましても、広報・啓発活動や食育の推進に取り組むほか、民間活動への支援の可能性についても今後検討してまいります。</p>

32 基本計画各論(まちづくり 35(快適な生活環境の確保))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
32 - 1	最近国道43号に結ぶ付いている南北道路に、電光掲示板で「43号の排気ガス規制のため迂回するように」という指示が出されたとのこと。国土交通省の計画だろうが、私達は納得できない。	1	国道43号からの迂回誘導、阪神高速湾岸線の料金割引のロードプライシングは、尼崎公害訴訟の和解条項や公害等調整委員会による斡旋の中で示された交通量問題の解決に向けた取り組みの1つです。国道43号(管理者:国土交通省)および阪神高速湾岸線(管理者:阪神高速道路(株))は、ともに阪神間を繋ぐ重要な広域幹線道路であり、その活用については、広域的な観点や経済活動への影響を踏まえ、国レベルでの決定がなされておりますが、本市は「沿道自治体」という立場にありますので、沿道環境への配慮を今後も引き続き道路管理者に対して要望してまいります。また、西宮市の南部市域を含む阪神東南部地域につきましては、平成16年より兵庫県が、Nox.PM両方の排出基準に適合しないトラック・バスについての走行を(域外からの流入車を含めて)条例で禁止しておりますので、県とも協力しながら、ディーゼル自動車等の運行規制に努めてまいります。
32 - 2	ロードプライシングを湾岸線に実施したが、これが恒常的に行われると、大型ディーゼル車が増え、南甲子園地区の住民はその大気汚染と騒音の影響を受ける。そもそも、大型ディーゼル車による輸送体系に問題がある。	1	
32 - 3	「関係機関への要望」とあるが、具体的にどのような機関にどのような要望を出すのか。	1	
32 - 4	広い道路が整備され、商業施設では無料の駐車場が提供されるなど、自動車利用が安価で便利な環境をそのままにしておいて、何の経済的メリットもない「ノーマイカーデー」に市民が参加する動機は低い。「ノーマイカーデーに参加せよ」という直接的な啓発だけで、意義の理解や動機づけの乏しい活動では効果が少ないと考える。モビリティマネジメントのような市民の意識を継続的に高める策を実施すべきである。	1	平成20年9月時点で、兵庫県下に220万台、大阪府と合わせると約500万台の自家用車が登録されているという現実がありますので、路上駐車を防ぐためにも、大規模な民間商業施設の整備に際しましては、駐車場の設置を条例で義務付けております。しかしながら、ご意見いただいておりますとおり、モビリティ・マネジメントの視点で、自動車交通から公共交通への転換を図ることは、環境の保全や超高齢社会への対応という観点からも重要であると考えております。本計画期間におきましては、施策No25「公共交通の利便性向上」の中で、公共交通へのアクセス向上や結節機能の強化といった取り組みを進めることとしております。
32 - 5	私は夫婦でよく散歩をする。そこで感じることは、個人の家はそれなりに手入れをされて綺麗だが、道路、橋、公園、川など公共の場所には雑草、ポイ捨てゴミ、犬の糞尿などが至るところに存在し迷惑している。飼い主のマナーの悪さは一向に良くならない。看板で注意を促しているのも「犬の糞は飼い主がお持ち帰り下さい」と遠慮がち。現状を変えるには生ぬるい施策ではダメ。飼い主を免許制にするとか、罰金を30万円くらいにするほどの政策を取って頂きたい。川も汚れている。折角、魚が住めるようになったのにゴミ、雑草、水垢などで見る気がしない。定期的に清掃を入れるよう施策展開をお願いする。	1	西宮市では、「快適な市民生活の確保に関する条例」を定め、空き缶や煙草のポイ捨て、犬のふんの放置等を禁止し、5万円以下の罰金、過料を規定しておりますが、本来であれば、こうした規制や罰則を必要としないまちの実現が理想であります。したがって、ご指摘のマナーの向上につきましては、一朝一夕に実現するというものではございませんけれども、今後も市が責任をもって、継続的な啓発活動、広報活動に努めることが必要であると考えております。なお、ご提案いただいております飼い主の免許制でございますが、共通理解を得て実効性を担保するためには、国レベルでの検討・実施が必要になると思われれます。一方、河川の美化に関しましては、現在市内には、県が管理する2級河川が17本(総延長約58km)、市が管理する市指定水路が610本(総延長約248km)あり、一部の2級河川については、県から委託を受けそれぞれ年2回程度、市指定水路については、それぞれ年3回程度定期的な清掃作業を行っておりますが、ご指摘を踏まえ、現行の清掃手法や実施時期についても、より効果的な方法が無いか検討してまいります。

32 - 6	年寄はお便所が近い。阪神西ノ宮駅のエピスタのなかのWCのように清潔で何時でも利用できるWCを街中に造って欲しい。WCがあっても公園などにある汚い感じのものでは入る気がしない。	1	ご意見の中にありますような商業施設内のWCは、施設の建設段階で商業施設の経営者が設置し、管理も民間で行っております。一方、平成19年度時点で市が管理している駅周辺のWCにつきましては、社家町・鳴尾駅前・今津駅前・香櫨園駅前・夙川駅前・JR西宮駅前の計6箇所であり、年間清掃・見回り回数は、6ヶ所の合計で1,949回(1ヶ所当たり約300回)となっております。ご要望いただいております駅周辺のWC増設につきましては、整備・維持管理面ともに人員・財源の確保が必要となりますので、今後、毎年度の実施計画や予算編成段階で実施の可否を検討してまいります。なお、公園内のWCにつきましても清掃等日常管理を行っており、修繕等必要な箇所が確認されれば、利用上支障がないよう努めております。
32 - 7	日本のお墓は伝統的に一軒に一基だったが、それが維持できない時代になっている。無縁墓が増える一方で、新しい墓地は便利などには望めない。先々を考え、「西宮市民のお墓」があってもいいのではないか。	1	無縁墓の増加は社会的な問題とされてきましたが、「墓地、埋葬等に関する法律」が改正(平成11年)されたことにより、墓地の利用者がいないと思われる墓所では、手続きを経ることで無縁仏の改葬が出来ることとなりました(墓地利用者・縁故者等が1年以内に申し出るよう官報に記載するとともに、無縁墳墓等の見やすい場所に立札を設置して、期間内に申し出が無い場合には、その旨を記載した書面を役所に提出)。「西宮市民のお墓」については、設置場所の問題、多額の建設経費がかかることや市民の墓地への意識、宗教的感情の動向など慎重に検討する必要があると考えております。

### 33 基本計画各論(まちづくり 36(美しい都市景観の形成))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
33 - 1	官・民・業・学が実質的に参画協働できる制度作りが必要。	1	ご提案いただいている民間・事業者・大学が実質的に参画協働できる仕組みにつきましては、現在も啓発活動等に取り組んでおり、今後も主要な施策展開(1)に位置付けた制度の実現に向け、取り組みを進めていく予定としております。
33 - 2	本当に美しい景観を実現したいのであれば、行政が積極的に指導する、あるいは地区ごとの公共的な組織に権限を与えて審査させるなどの施策が必要ではないか。ヨーロッパの街並みがきれいなのは「街路に面した部分は公共物の一部である」という思想のもと、デザインについても審査が行われているからであると聞いたことがある。経済合理性優先で動く民間開発事業者や、街全体のことも自身の趣向を優先する個人に委ねては、美しい景観の形成は図れない。 「一定規模以上の建築物に対して」のみ「誘導」というのでは弱いと感じる。本気でやるつもりがあるのなら、「原則としてすべての建築物に対して」「指導もしくは審査」するぐらいの記述がほしい。	1	ご意見のとおり、道路などの公的な空間から見える私有地の部分(境界領域)はまちなみを形成するうえで大変重要です。本市では昭和63年から「西宮市都市景観条例」による自主条例に基づいて、景観に関する取組みを行ってきました。平成16年に景観に関する法律「景観法」が制定され現在、景観計画の策定、景観条例の見直しを進めております。美しい景観を形成するには、行政主導の景観誘導だけでなく、事業者を含めた市民1人ひとりの景観に対する意識の向上が、美しいまちの実現に向けた第一歩であることから、啓発活動や市民活動の支援、参画と協働の仕組み作りといった働きかけについても積極的に取り組むこととしております。

### 34 基本計画各論(まちづくり 37(魅力的な市街地の形成))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
34 - 1	生瀬地域は宝塚市に隣接し、用途地域指定のひずみによるまちづくりといえるため、以下を基本計画へ明記。 市境の用途地域指定では、都市計画を反映して適正誘導のまちづくりをする。 国道・県道などの幹線道路の両側には一定幅(50メートル程度)の商工業地域を、駅周辺(JR生瀬駅含む)は商工業地域や特殊用途施設の用途指定により民間機関を含めた計画誘導をおこなう。	1	ご意見のとおり、生瀬地区の一部では宝塚市側に温泉街があったことなどから、用途地域の指定に差が生じております。しかしながら生瀬地区については、住宅系の土地利用が多く、本市の土地利用方針も住宅地を基本としているため、住環境の保全が必要と考えています。なお生瀬地区の国道沿道や駅周辺においては、商業系の土地利用も考慮した用途地域の指定となっております。

34 - 2	塩瀬地域(特に生瀬地域)には商工業が少なく、地域住民の就労・消費などは隣接市域となり地産地消にはほど遠いのが実情。	1	塩瀬地区の人口は、戦後約5,000人でしたが、名塩ニュータウン事業をはじめとする宅地開発や西宮名塩駅の開設により、平成19年10月時点で約27,000人(市内人口の約5.8%)にまで増加をしています。しかし本地区は、自然豊かな山林や住宅専用地としての色合いが強くとおり産業関連につきまちは、立地が困難な状況であり、他地区に比べて少ない状況にあります。ただ、地域核である名塩駅周辺には商業施設が立地し、国道176号の整備による沿道の開発等も考えられることから、今後地域の環境を保全しつつ、開発との調和を図ってまいります。
34 - 3	「まちの個性を生かした、魅力ある住環境を維持・発展…」とあるが、発生している諸問題を見る限り「計画的なまちづくりを推進」しているとはいえない。	1	地区ごとの個性を生かした住環境づくりのために、地域住民が自らまちづくりについて考え、土地利用や景観等のルールづくりを行おうとする場合、市では、まちづくりの専門家を派遣したり、まちづくり活動の助成を行うことによって、地域住民の活動を支援しています。今後も、都市計画マスタープランや用途地域などに基づく市レベルの規制誘導策とともに、地区レベルのまちづくりの支援を行うことにより、計画的なまちづくりを推進します。
34 - 4	鷺林寺地区のまちづくりの実現を望む。	1	地区のまちづくりについては、住民が主体となって取り組むことが必要と考えます。そのため、市ではコンサルタントの派遣などの支援活動を行っています。鷺林寺地区については、現在まちづくり勉強会などを進めており、今後も住民のまちづくりに関する取り組みを支援してまいります。なお、資材置き場の設置につきましては、合法的な転用に関して規制することは法的に出来ませんが、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づいて、生活環境の保全に努めるよう指導をしております。
34 - 5	鷺林寺地区について 地区内農地は後継者不足で存続が困難な状況となっており、資材置き場などへの土地利用転換により地域環境が悪化してきている。地区の特性を生かしたまちづくりを進め将来に引き継ぐため、市行政全体としての支援をいただきたい。	1	一定規模以上の公共事業に関する情報の公開、事業の精査につきましては、市としても重要であると認識しており、平成20年度より公共事業評価(事前評価)を導入いたしました。また、ご指摘の区画整理や未整備の都市計画道路につきましては、「都市計画マスタープラン」の見直しや優先的に整備する路線の抽出作業を行っております。今後、大型事業につきましては、計画段階でのパブリックコメントの実施を予定しているほか、行政評価(施策評価・事務事業評価)を通じて、すべての事業の進捗状況や費用対効果をよりわかりやすく公開するよう努めてまいります。
34 - 6	道路整備及び区画整理等の市街地整備費は、事業の必要性が希薄で、実現性に問題が山積し、費用対事業効果が不明瞭、不明確である。住民に費用と事業効果等について十分な情報が公表されいないし、説明責任も果たされていない。何十年も実施されていなくても、多少の不便性があったとしても何ら住民生活に特段の支障は生じていない。向こう10年間に行う必要性の根拠が全く希薄である。事業効果を計数で明確に示すことが不可欠である。現在問題化している国の直轄事業で自治体が強制的に負担させられる事業費負担分があれば、本市分は事業費別に金額を住民に公表する。	1	一定規模以上の公共事業に関する情報の公開、事業の精査につきましては、市としても重要であると認識しており、平成20年度より公共事業評価(事前評価)を導入いたしました。また、ご指摘の区画整理や未整備の都市計画道路につきましては、「都市計画マスタープラン」の見直しや優先的に整備する路線の抽出作業を行っております。今後、大型事業につきましては、計画段階でのパブリックコメントの実施を予定しているほか、行政評価(施策評価・事務事業評価)を通じて、すべての事業の進捗状況や費用対効果をよりわかりやすく公開するよう努めてまいります。
34 - 7	ムダな公共事業に予算を使わないで、もっと市民の役に立つことにお金を使うべき。名塩ニュータウンは無計画、もう少し計画的に都市計画をすべき。	1	一定規模以上の公共事業に関する情報の公開、事業の精査につきましては、市としても重要であると認識しており、平成20年度より公共事業評価(事前評価)を導入いたしました。また、ご指摘の区画整理や未整備の都市計画道路につきましては、「都市計画マスタープラン」の見直しや優先的に整備する路線の抽出作業を行っております。今後、大型事業につきましては、計画段階でのパブリックコメントの実施を予定しているほか、行政評価(施策評価・事務事業評価)を通じて、すべての事業の進捗状況や費用対効果をよりわかりやすく公開するよう努めてまいります。
34 - 8	個別の駅前広場の整備計画に関して我々市民が意見を申し述べる機会は与えられるのか。	1	現在、駅前広場の整備などの事業につきましては、計画作成に際してアンケート調査や、地区での意見交換会などを実施しております。また、ご質問いただいております市内全域、全市民を対象とした個別意見の広聴につきましては、市民の声等を通じて機会を確保しておりますが、テーマを絞って意見を募集しているわけではないため、利用状況は高いとは言えない状況にあります。そこで、今後、一定規模以上の大規模な公共事業につきましては、都市計画手続きでの縦覧や計画段階でのパブリックコメントを実施することで、より多くの方々から意見を広聴する予定としております。

34 - 9	高齢社会になり、急な坂道の上下りに苦勞を重ねる人が増える。『徒歩で行ける買い物施設』に最も困ることになる。住居地域などの指定変更で徒歩圏内に買い物施設が建設できるようにする必要がある。	1	北部地域などの開発住宅地では、住宅地内の利便地区として用途地域を緩和している区域がありますが、民間事業者の出店に至らず空き地や専用住宅が立地しているのが現状です。住居専用地区内の生活利便施設の立地については、出店計画とあわせて地区計画等で住民の合意形成を図ることを前提に対応を検討してまいります。
34 - 10	都市整備についても、本腰を入れた未整備道路の整備や商業地・工業地・住宅地・風致地区など明確な理念の基で都市計画を着実に実施することが必要。	1	インフラの整備は多額の費用を要することから、財政的な状況を見極めて堅実に進めてまいります。なお、具体的な都市計画の方針等につきましては、「都市計画マスタープラン」に定め、個別事業の実施に際しましては、毎年度の実施計画や公共事業評価を踏まえて、最適切かつ効率的な手法、時期を選定してまいります。
34 - 11	今、北部地域と臨海地域のまちづくりが優先で、中心部は野放しの感がある。	1	基本計画総論第4「都市空間整備の基本的な方向」に記述していますように、市域を南部地域、北部地域、臨海地域に大別し、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを進めてまいります。
34 - 12	震災後のマンション開発ラッシュや大型店の進出に対し、行政による指導が結果的に有効に機能しなかったために、学校の不足や渋滞の発生などの問題を惹き起こしているが、それに対する改善策は盛り込まれているのか。	1	少子高齢、人口減少社会への流れの中、西宮市においては将来の人口推計を行い平成30年には概ね509,000人と予測しております。マンション開発については、これまで全市的な建築物の高さ規制や要綱による教室が不足している学区区における住宅開発抑制など一定の取り組みを行ってまいりました。こうした取り組みに加え今後の経済状況、住宅供給の変動等の情勢や地域の状況に応じた適切な規制誘導に努めてまいります。
34 - 13	都市開発が進められてきたその陰で、たくさんの自然が失われた。これからは付加価値のある開発を目指すこと。芦屋市では景観条例を全市に広げた。また、古い町並みや景観を保全しているところもある。明確なビジョンが必要。	1	次世代に残すべき自然については、市街化調整区域や自然公園等の指定により保全に努めています。また市街化区域で行われる開発行為についてもそれぞれの地域の特性を踏まえ風致地区などの都市計画制度や開発行為を指導する条例等により、秩序ある土地利用を誘導しています。また、都市景観の形成は、部門別計画となる「都市景観形成基本計画」に基づき取り組みを進めることとしており、平成20年には「景観行政団体」に移行したことから、景観法を活用したより実効性のある取り組みとして、現在、全国初の建物の形態として最大投影立面積の制限などを盛り込んだ景観計画の策定作業を進めております。

### 35 基本計画各論(まちづくり 39(都市型観光の振興))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
35 - 1	西宮の海洋文化や恵まれた海辺の自然環境が知られていない。えべっさんに始まる西宮の文化を尊重しつつ海洋文化の拠点として発信ができる環境づくりが必要。	1	本市の観光資源は点在型であるため、主要な施策展開(1)および(3)のとおり、観光資源のネットワーク化と情報発信の強化に取り組み、回遊性と知名度を向上していく必要があると考えております。ご意見いただいております海洋文化や海辺の自然環境につきましても、本計画期間において策定を予定している観光ビジョンの中で位置付けを行い、知名度の向上を図ってまいります(主要な施策展開(4)「観光ビジョンの推進」を追加しました)。
35 - 2	「食」が西宮の強みであることは好ましいことであるが、一過性のイベントでは効果は限定的ではないか。むしろ、魅力的な店舗の集積により、「西宮に行けばいつでもおいしいものが食べられる。」というイメージを定着させる方が継続的な効果があると考え。店舗にとっても、イベントのときだけ集中的にお客が来るよりも、未永く繰り返し来店してもらえの方がよいのではないか。駅前のように交通の便のよい場所に西宮らしい店舗の立地を誘導し、市内の通勤・通学客だけでなく、他地域からの来訪者も呼び込むような施策は考えられないか。	1	本市には、甲子園球場や西宮神社といった集客力をもつスポットが点在しております。また、西宮ガーデンズやキッザニア甲子園等の進出は、本市により多くの来訪者を呼び込む契機になると考えられます。こうした賑わいを点から面へと拡大していくために、都市の雰囲気や風土、文化といったものが観光対象となる「都市型観光」の振興を進めていく必要があると考えております。そのため、文化振興施策や産業振興施策等との連携を図るほか、主要な施策展開(3)のとおり、観光情報の効果的な発信についても検討をしております。

### 36 基本計画各論(まちづくり 40(産業の振興))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
36 - 1	「歩いて生活できるまちづくり」 高齢社会において、医療・福祉そして商店街など、身近に利用できる生活空間が必要ではないか。現状は、住民とりわけ老人が歩いて生活できる環境にはほど遠く、市・地元企業・地域住民・大学の協働による商店街の活性化が地域再生につながるのではないか。	1	ご意見いただいております「特色のある店舗」につきましては、市といたしましても同じ思いであり、本施策の基本方針ならびに主要な施策展開に位置付けを行いました。また、商店街の活性化につきましては、商店経営側の努力のみならず、何よりも地元住民の購買活動による地域経済の下支えが必要不可欠となりますので、本計画においては「市民一人ひとりの活動」に「地元商店の利用」を位置付けしております。なお、市といたしましては、主要な施策展開(1)、(4)、(5)のとおり、経営改善・商品開発・人材育成・第2創業等の支援を行っていくほか、産学官民の連携を進め、地域商店街の活性化を図ってまいります。また、大規模小売店舗立地法の規定により、地方自治体による地域の需給調整は禁止されていますが、主要な施策展開(1)「大型小売店と既存商業との共生」という方向性で、大型店等への地域貢献・協力を今後も求めてまいります。
36 - 2	地域における衣食住の需要と供給が必要である。アーケードに連なった地域の商店街は無理でも、独立した特色のある店舗が地域内に存立することは可能である。大型小売店の規制と地域の店舗にたいする市の援助が不可欠である。昼夜間人口 人の動き(動線)、通勤、通学、買物、子供たちの昼間の過ごし方などを見極めて、地域活性化を図るべきである。	1	



36 - 3	シャッター通りに陥っている市内各所の商店街について、掘り下げて「現状と課題」に盛り込み、その対応策を施策展開に盛り込み、大型店への規制と地域経済振興条例制定の必要性を書け。	1	具体的な現状分析や個別の方針につきましては、産業振興に関する部門別計画「西宮市産業振興計画」にて記載をいたします。なお本市は、阪神間の中間に位置するという都市特性を有し、鉄道をはじめとする東西交通の利便性に恵まれていることから、市外への通勤・通学者が市内全人口の約30%（約135,000人：平成17年度国勢調査）に上っており、購買活動につきましても、アクセスの容易さを背景として、大阪・神戸といった大都市でなされる部分が一定の割合を占めているものと思われます。しかし、図表にありますとおり、文教住宅都市を都市特性とする本市の産業構造は、70%以上を商業・サービス業が占めているため、市内における購買意欲の向上や来客人口の増加が、市内の産業を考える上では非常に重要な課題となります。したがって、大型小売店の市内出店には、雇用の創出、交流人口・税収の増加、多種商品の販売による購買者側の利便性向上など、市の産業を活性化させる長所の面があるという位置付けをいたしております。ただ、ご意見いただいておりますとおり、一方では既存商業の圧迫という問題も現実的にございます。大規模小売店舗立地法の規定により、地方自治体による地域の需給調整は禁止されていますが、八尾市の条例における理念と同様、本市におきましても主要な施策展開(1)「大型小売店と既存商業との共生」という方向性で、大型店等への地域貢献・協力を今後も求めてまいります。
36 - 4	産業部門では、大型店の規制についての市の確固たる態度がまるで見えない。「大型店の協力を得て」？何をふざけたことを書いているのか。市がきっちり指導し、周辺の商店街が疲弊しないようにすることが、市の責務ではないか。大阪の八尾市では、「地域経済振興条例」を制定し、大型店の規制をやっている。福島県など多くの自治体が市民生活を守るため、市内商店主の営業と暮らしを守るために施策展開をしている。	1	
36 - 5	大型店を誘致しても、利益は本社に移転するだけで地元には還元されない。「良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱」は大企業・金融機関・大型店の「まちづくり」への貢献を指導する制度でなければならない。「協力を得る」というよりも「協力を促す」ものであるべき。	1	
36 - 6	駅前等の商業集積地において、容積率をインセンティブとして建物1階への店舗スペース設置を推奨する施策が取られているが、都心部の商業の魅力は「連続性」によって作られると言えることから、本施策をより強化し、店舗スペースの設置を必須とするようなことも盛り込んでよいのではないかと。店舗の連続性がマンション等によって分断されてしまうと、その回復は極めて困難であることに留意すべきである。	1	ご提案いただいております「店舗設置必須」という条件は、現時点におきましては、土地所有者、事業者にとって過度の負担と捉えられる懸念もありますので、強制は困難と考えております。ただ、本市におきましては、ご意見いただいております「商業の連続性」につきまして、ご協力いただいている土地所有者、事業者が非常に多い状況でございますので、今後も引き続き要綱に基づき関係者に対して協力を求めてまいります。
36 - 7	基本方針の「特色ある」という抽象的な表現ではなく、「住民の暮らしに役立つ」に変更すること。	1	基本方針における「特色ある」につきましては、生活関連サービス業の振興以外にも、産学官民や異業種間の連携による新事業の創出、ICTを活用した企業活動など、幅広い内容を含んだ表現でございますので、そのままとしております。なお、ご意見の趣旨を踏まえまして、主要な施策展開(2)「サービス業の振興」を「サービス業の高付加価値化」というタイトルに変更いたしました。
36 - 8	大企業の社会的責任は、大変重い。特に環境問題などについては、県や国に働きかけるとともに、総合計画に明記すべき。	1	環境問題につきましては、施策No.32「環境学習都市の推進」での取り組みを進めてまいります。なお、本計画期間におきましては、施策No.32の基本方針にありますとおり、市民、事業者、市の参画と協働に基づく持続可能なまちづくりを目指してまいります。

### 37 基本計画各論(まちづくり 41(勤労者福祉の向上))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
37 - 1	<p>(1)雇用の促進</p> <p>正規職ではない労働者の雇用条件、とりわけ賃金について、市がモデルを示すことが重要だと思う。少なくとも、自治体がワーキングプアを生み出している現状は改善すべき。例えば、入札に当たり、労働者を使い捨てにしているような企業、下請けに無理なコスト削減を押し付けているような企業は排除する等、市の内部(嘱託や臨時職員)から周辺(入札参加企業等)へまともな雇用を波及させていくことが重要。リビング・ウェッジ条例の制定が求められている。</p> <p>なお、「若年層を中心とした職業観やライフスタイルの多様化により、フリーターなどの新しい働き方も発生し」という「現状分析？」は、明らかに間違った叙述。雇用の「多様化」が先行し、しかもその内実は劣悪化であり、これによって若年層の働く権利が侵されているというのが現状。</p>	1	<p>ご提案いただいておりますリビング・ウェッジ条例の制定につきましては、東京都国分寺市で公契約における基本指針が策定され、尼崎市では公契約条例が議会で審議されるなど、全国的に動きを見せつつありますが、その一方で、国の定める最低賃金法との整合性や本来、労使交渉で既定されるべき賃金条件について行政の関与を認めるべきか、またその場合強制力を持たせることが妥当であるかといった問題等も挙げられております。現時点におきましては、本市でリビング・ウェッジ条例制定に向けた具体的な取り組みはございませんので、本計画での明記は出来ませんが、経済情勢や雇用情勢の悪化という現状から、国レベルでの政策決定等も考えられますので、今後の動向を見極めて対応してまいります。</p>
37 - 2	<p>素案全体において、ワーキングプアの記述がほとんどない。若い世代は、非正規雇用や、派遣でないと職につけず、貧困にあえいでいる現状を市はどう見ているのか？「格差社会」といわれていて、市民生活そのものが難しくなっている。</p>	1	<p>図表にもあげております「事業所・企業統計調査」によりますと、本市の雇用状況は10人未満の事業所での雇用が減少し、100人以上の事業所での雇用が増加しております。また、同調査における雇用体系を見ますと、平成13年では、従業者総数134,996人のうち、常時雇用が114,227人に対して臨時雇用が3,775人、平成18年では、従業者総数141,495人のうち、常時雇用が121,942人に対して臨時雇用が3,907人となっております。本市の雇用状況は、統計的にみまると比較的安定傾向ではありますが、現在、世界金融危機を受けた経済および雇用情勢の急激な悪化が、全国的なレベルで深刻な社会問題となっております。そのため今後、本市への影響がどの程度及ぶのか、国の政策がどのように展開されるのか等を見極めながら、文教住宅都市にふさわしい産業の振興ならびに国・県とも連携しながらの雇用対策に努めてまいります。</p>

### 38 基本計画各論(まちづくり 42(都市農業の展開))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
38 - 1	<p>農作物の輸送のことを考えれば都市農業そのものが環境にやさしいと言えるのではないが、環境にやさしい農業を推進するという名目で有機肥料購入農家数に目標値を設定しているが、農地面積を維持・拡大するような指標設定をした方がより直接的ではないか。昨今食の素材の値上げが続くなど、食糧確保は都市にとって今後重要な課題になると考える。自給率100%とはいかないだろうが、少しでも自分たちのそばで食糧を確保できるように誘導し、「安全・安心」を高めるべきである。</p>	1	<p>農地面積の指標化につきましては、市としても案の作成段階で検討をいたしました。この約25年の間に農家数・農家人口および経営耕地面積がほぼ半減している状況であり(昭和57年農家数:962、農家人口4,500人、耕地321ha、平成18年農家数:456、農家人口1,846人、耕地159ha)、阪神間の中央に位置する住宅都市という特性を本市が有していることから、今後農地面積の拡大を図ることは難しいということで見送ることいたしました。本計画期間におきましては、現在ある農地の活用、地域共生型農業の育成支援、地産地消の推進等を重点に取り組んでまいります。</p>

### 39 基本計画各論(計画推進 1(戦略的な行政経営体制の確立))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
39 - 1	「民間にできることは民間に委ねる」とあるが、民間に委ねるべきではないことまで民間に委ねているのが現状。自治体としての責務からしても、経費節減だけが目的の安易な民間への丸投げは自殺行為であり、避けなければならない。近年、自治体運営をことさらに「経営」とみなす風潮があるが、まるで哲学の貧困をみる思い。	1	「行政運営」に効果や評価という概念を導入し、「行政経営」へと改革しようという動きが日本に起きてから10年以上が経過しましたが、ご指摘のとおり「経営」=「経費節減」という誤解は、行政においても依然として存在しております。また、行政内部の取り組みが市民に対して十分伝わっていないという問題も挙げられます。そこで、そうした現状を改善し、「行政サービスの質の向上を図る」、「適正な執行体制を構築する」、「説明責任を果たす」、「方針に基づいて効果やコストを検証をする」といった行政経営の本来の目的を達するために、今後も組織文化の変革にむけた一層の取り組みを進めてまいります。なお、民間委託や指定管理者制度の活用等につきましては、単に経費節減という観点からだけではなく、効果の検証やニーズの把握等を踏まえて適正に決定するとともに、わかりやすい情報の公開に努めてまいります。
39 - 2	公共施設を何でもかんでも民間委託にしない。公的に責任を持たないといけない施設については、基本的には市が運営すること。	1	
39 - 3	半分程度が民間委託されたごみ回収・処理以外の技能、労務職の仕事を民間委託に全面的に切替え、行政コストを下げる。	1	
39 - 4	市営住宅、公共駐車場の管理・収納業務について、都市整備公社への委託は全廃して全て民間業者に委託する。余剰職員の受入れ先や幹部職員の天下り先に過ぎない都市整備公社は解散する。	1	
39 - 5	法律で義務化されていない補助金は全廃する。補助先となる団体、組織に市職員の再就職は禁止する。住民のニーズや要望等は多種多様であり多岐にわたるため、補助金行政は行政の合理化、効率化、中立性を損ねる。補助金を全廃して、個人の家計を助ける市税・水道料の減税・値下げこそが、市に実行可能な最大最良の住民福祉である。	1	

### 40 基本計画各論(計画推進 2(組織の活性化と職員の育成))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
40 - 1	市の外郭団体等の団体・組織・企業に対しての市職員の出向、派遣は必要とされる専門的な能力のある職員に限る。市の不要人員の受け入れ先や天下り先にしない。	1	外郭団体等については、団体の果たす役割、使命を踏まえた上で、市の事務事業と密接な関連を有するとともに、市の施策を共に推進する観点から人的援助を必要とするものに限定して現職職員の派遣および退職職員の再就職による活用を行っております。今後も職員の派遣等については、毎年度、派遣先団体における業務執行との関連性や人的援助の必要性について充分検討したうえで、適正な実施に努めてまいります。

40 - 2	一般行政職事務・技術職員の新規採用を向こう10年間で削減する。事務・技術系職員の仕事の合理化・効率化の遅れが顕著である。	1	事務・技術職員数は、行財政改革の実施により、平成10年度に比し平成19年度で、事務職員が200人の減(1,429 1,229)、技術職が68人の減(416 348)となっていることに加え、近年は、いわゆる団塊の世代の退職にともなう大量の減員が発生しております。ご指摘のとおり、安定した財政運営を実現するためには、経常収支比率の数値改善に直結する組織のスリム化や人員の削減が必要不可欠であります。その反面で、組織全体のバランスと効率的な執行体制の維持、行政サービスの向上のためには一定の労働人員の確保が必要となります。また、長期的な観点からしますと、現在のような世代間における職員数の極度のばらつきは、財政面をはじめとして様々な弊害を生むこととなります。そのため、嘱託職員・臨時職員等の雇用形態を活用しながら正規職員数の平準化を図ることが重要であると考えております。また、嘱託・臨時職員等の雇用条件につきましては、国ならびに近隣自治体の状況等を見極めながら、適正水準を維持するよう努めてまいります。
40 - 3	「嘱託職員・臨時職員等を活用して柔軟な執行体制の構築」とあるが、これは果たして労働者の使い捨て、官製ワーキングプアの創出ではないだろうか。使う側の都合だけでなく、使う側の責務も考えるべき。	1	
40 - 4	ラスパイレス指数を95以下に収め、総職員定数も削減する。それでも民間ベースに比べ非常に高い人件費コストになるので民間にできるものは民間に任ず。	1	職員の人事管理及び給与水準については、民間給与に準拠する国の人事院勧告を重要な参考資料とし、近隣他都市の状況等も勘案しながら決定しているところであり、平成19年度より国に準じた給与構造改革を行うことにより、更なる人件費の適正化に努めております。また、議員報酬等については市民、有識者による審議会の答申を経て決定しております。民間企業のノウハウを生かすものとして公の施設の管理、運営を行う指定管理者制度がありますが、この制度の充実やその精査についても必要と考えているところです。以上の点につきまして本市施策はもちろんのこと社会情勢を勘案のうえ、今後も柔軟かつ慎重に取り組んでいこう努めてまいります。
40 - 5	市内民間企業並みにの水準に職員・議員の給与・報酬を引き下げる。大阪府では15%程度の削減案であるし、政府も地方公務員の給与の引き下げを検討しているので市も参考に実施する。	1	
40 - 6	行政は権力であり、違法に対しての是正、摘発、告発等是可以するが、倫理・道徳・モラルなど個人の価値判断が違うものに対しては介入できないことを市職員に周知徹底する。	1	市職員には、業務遂行にあたり、業務に精通するとともに法令等の正しい解釈・運用能力が求められます。基本方針ならびに主要な施策展開(3)のとおり、多様な人材育成プログラムを実施し、職員の能力および資質の向上に努めてまいります。

#### 41 基本計画各論(計画推進 4(健全な財政運営))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
41 - 1	西宮市の経常収支比率は過去10年間概ね100%前後と危険ラインに近い。適正水準とされる70～80%水準に戻すように行財政コストの削減・合理化を図ることが不可避である。	1	現状と課題ならびに主要な施策展開(1)に記載しておりますとおり、実質公債費比率・経常収支比率などの財政指標の改善に向け、健全な財政運営に努めてまいります。
41 - 2	高い実質公債費比率を低下させる。	1	
41 - 3	市営住宅や学校の統廃合で更地化する市有地は、民間に競争入札で売り払えば課税対象地になり税収が増え、住民福祉に充当できる。	1	主要な施策展開(2)に記載しておりますとおり、市の保有する直接活用の予定がない普通財産につきましては、貸付による有効活用や売却処分などに努めてまいります。
41 - 4	生瀬地域にある旧市道跡地などの遊休地を有効活用。 JR生瀬駅北口開発進入路などに活用 現在、生瀬浄水場は稼動していないため、更地にし、生瀬幼稚園に開放または保育園施設の設置(誘致)など 塩瀬郵便局の業務統廃合により発生した遊休資産を生瀬市民館分館または支所分館に、車庫も利用者駐車場に利用 用途地域見直し(幹線道路沿い・駅などの公共交通機関付近)により、公的機関(施設)や産業の誘致と協同 国・県の土地建物も大きな経営資源と位置づけた行政運営の構築	1	個別の事業計画につきましては、政策的判断、予算の裏付けや地域における合意形成などが必要となりますので、現時点で総合計画に方向性を明記することは困難ではありますが、毎年度の実施計画、予算編成、公共事業評価等を通して、事業の費用対効果や実現時期等を検討してまいります。また、事業が具体化した時点で、地域における説明会を行うとともに、施工に際しては、沿道地域の方々の理解と協力を得ながら進めてまいります。
41 - 5	随意契約はなくし、全ての発注を法令の通りに原則一般競争入札に切替え、ホームページで公表する。仮に随意契約を行うとしても、全ての随意契約をホームページで公表する。	1	物品の購入・借上、印刷、公共工事、各種業務委託など、市が行う「契約」については、様々な内容のものがあります。原則的には、予定価格内の最廉価格を競う指名競争入札や一般競争入札での契約を行っておりますが、公共工事や業務委託の中には、価格以上に品質が重要となるものもございますので、そのような契約につきましては、総合評価や事業提案を活用しながら質の確保に努めることとしております。また、公共工事の契約の募集・結果につきましては、少額のものを除き、ホームページ上での公開をしております(TOPページ 入札・契約情報)。また、随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2に基づき適正に行っております。
41 - 6	市の保有財産の有効活用について述べているが、土地開発公社関係で長期保有土地について、推定時価19億2125万円なのに取得と利払いで53億2974万円も支出しているとの指摘がある。これはとんでもない事態だと思うが、どのようになっているのか。健全な財政運営などといえないものであり、その責任の所在を市民に明らかにすべき。	1	バブル景気の終焉まで続く安定成長期において、日本の地価は上昇を続けていたため、多くの自治体が、昭和47年に制定された「公有地の拡大の推進に関する法律」で設置を認められた「土地開発公社」を設立し、土地の先行取得を行ってきました。先行取得は、地価が上昇した場合には、後年度の土地取得費用負担を抑えることとなりますが、地価が下落した場合には、資産価値が減少するため含み損が発生することとなります。長期保有土地の問題は、市としても解決すべき課題として認識しておりますが、使用目的が明確に決まっていなかった土地の公社からの買戻しは、将来の補助金交付の機会を失うことにもなることから、現状で積極的に行うことは得策でないと考えております。なお、阪神間の多くの市が、総務省から公社経営健全化団体として指定されていますが、本市はその指定を受けておりません。今後も健全な財政運営が行われるように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等に基づく連結ベースでの財務状況のチェックと情報の公開に努めてまいります。
41 - 7	土地開発公社は解散するか、会計上のみ残し、市の借入れた何十億円の無利子融資や融資保証を一切やめる。公社保有の公共事業用地は市の保有に切替え、今後、公共事業用地は市が直接取得する。	1	

41 - 8	原油、食料品等の価格の高騰する状況等を踏まえ、企業・家計の負担が大変に重い固定資産税・都市計画税・市民税合わせて年間80億円、向こう10年間で800億円の減税を実施する。	1	固定資産税などの地方税の減税につきましては、地方税法等に基づき、国において実施するものと、各自治体の条例等に基づき、自治体において実施するものがあります。このうち、自治体において実施するものにつきましては、財政状況等を踏まえ、慎重に判断すべきものと考えております。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 42 基本計画各論(計画推進 7(広報・広聴活動の充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
42 - 1	「市政ニュース」や「市議会だより」などの内容は情報提供者の都合の良いことばかりが書かれているように思われる。市民からの苦情や裁判に訴えられたことなどもたくさんあるはず。そのようなことが殆んど載っていない。市政は良い事ばかりではない。プラスの面もマイナスの面も平等に情報提供すること。マイナス面を隠しては記事の信頼性が疑われる。	1	市政ニュースやホームページといった情報媒体につきましては、主要な施策展開(1)「市政情報の提供」に記載しておりますとおり、市民生活に関わることや市の施策などの大切な情報を市民にわかりやすく伝えるための広報手段としての活用をしています。なお、市民のみならずからいただいた意見、要望、苦情と言った情報の共有につきましては、市といたしましても重要な課題であると認識しており、本計画期間では、主要な施策展開(2)「広聴機能の充実と共有化」のとおり、各種の取り組みを進めていく予定としております。
42 - 2	縦割り行政を無くして、広報を徹底し、情報の共有を図ること。	1	

#### 43 基本計画各論(計画推進 8(市保有情報の公開と個人情報保護))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
43 - 1	住民の市政への参画と協働、情報共有化の推進のために、非公表の約700ある行政内規を速やかに公表する。内規の公表がない限り住民との情報共有化は進展しない。内規の公表により情報共有化が進み、行政の合理化、効率化が向上し、行政コスト削減に寄与する。	1	要綱の公表につきましては、以前よりご要望いただいておりますので、本年度からホームページでの公表を開始いたしました(TOPページ 市政情報 要綱集)。

#### 44 基本計画各論(計画推進 9(市民窓口サービスの充実))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
44 - 1	市の窓口業務は、人件費が高いわりに対応が悪い職員を張り付け、行政コスト高の原因になっているので、向こう10年間、特に前期において全庁で速やかに改善する。	1	「市民窓口サービスの充実」につきましては、計画原案段階では、基本方針において事務事業を展開する「施策」としての位置付けとしておりましたが、審議会での審議などを踏まえ、施策としての位置付けをしないことといたしました。ただ、自動交付機の費用対効果の検証につきましては、市といたしましても毎年度取り組む必要があると認識しておりますので、事務事業評価などの行政評価を通じて現状の公表・業務改善に努めてまいります。
44 - 2	証明書自動交付機の設置について述べているが、これは経費の無駄使いであり、直ちに撤去すべき。設置が有効であるというのなら、その根拠、例えば費用対効果を数字で示す等、明らかにすること。	1	

#### 45 基本計画各論(計画推進第2章(財政見通しと事業計画))について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
45 - 1	「財政見通しと事業計画」 当面の部分だけでも具体的にすること。今の内容では、市民は何が判断できるのか？意見が表明できない。	1	事業計画に関する記述は削除し、基本計画を推進していくにあたって配慮すべき事項を、基本計画総論第5「事業・施策の実施」において記述し、財政状況を踏まえ、事業・施策の優先度付けなど必要な調整を図りながら、事業・施策を実施していくよう修正を行いました。
45 - 2	「計画推進のために」というのはどのような使途だと考えればよいか。この表だけでは分かりづらく、読み取れない。	1	
45 - 3	財政見通しに余剰財源として総額九百十五億円が算定されているが、費用対効果が実証されない公共事業関係投資に回さず、低収入層の福祉、保健、教育、保育等に回し、課税世帯の市税減税に充当する。	1	
45 - 4	総合計画の本来の目的は、住民福祉の増進・向上であり、そのための事業を実施するために財源が必要となる。計画と同時に10年間の各年度の予算見通しも示すべき。	1	
45 - 5	計画推進編 第1章No.4「健全な財政運営」では、市債残高が2,000億円弱(市民一人あたり40万円弱)と記載されており、一方本章では総額で915億円の余剰財源が発生するとの記述がある。市債償還の計画について記述する必要はないか。	1	
			一定規模以上の公共事業につきましては、外部委員の参加による公共事業評価を通じて費用対効果についても検討を行ってまいります。なお、各年度の各施策、事務事業に対する予算配分につきましては、その時の社会状況や前年度の実績評価などを踏まえる必要があることから、毎年度の実施計画や行政評価の結果等も参考に決定してまいります。
			市債の償還につきましては、毎年度の収支や事業計画を基に見直す必要があることから、毎年度作成している「西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～」の中で、短・中期的な検証を行っております(冊子はホームページにて公開)。一方、中長期的な方向性を記載している総合計画では、堅実で健全な財政運営を行うために、計画推進編施策No.4「健全な財政運営」の中で、財政規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」を指標設定して数値の低下を図るほか、財政の弾力性を示す「経常収支比率」、公営企業等を含めた地方公共団体の総合的な財政状況を把握する「将来負担比率」等の改善に努めることとしております。なお、各指標、財政収支状況等につきましては、毎年度市政ニュースやホームページなどを通じて、出来る限りわかりやすく広報・公開をいたします。

#### 46 その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方
46 - 1	塩瀬地区は事実上ほぼ飛び地で、日常の生活圏は宝塚市域である。現在の住民の意思を問い、関係者と協議して行政区域再編を検討する必要がある。	1	市町村の廃置分合又は市町村の境界変更につきましては、ご意見にありませぬ住民意見のほか、地方自治法第7条の規定の通り、総務大臣の同意、都道府県議会の議決、関係自治体の議会の議決が必要となってまいります。現時点におきましては、塩瀬・山口の両地区とも具体的な境界変更に関する案件は出ておりませぬので、計画書への記載はいたしません。
46 - 2	山口地区は、事実上ほぼ飛び地で、不自然・非合理的な行政区画割りである。過去の経緯に拘らず、歴史的及び地理的条件等を生かし、住民意思を問い、関係者と協議して行政区域の再編を検討する必要がある。	1	

46 - 3	専業でなく自営等の兼業ができる議員の報酬を下げ、市議会にかかる高いコストを大幅に低くする。	1	議員報酬、市長の給料等は、市民、有識者による審議会の答申を経て決定しております。また市長等に対する退職手当については、在職期間中における公務への功労等に対する報償であり、社会経済情勢、近隣他都市との均衡も考慮のうえ条例に基づき定めております。
46 - 4	市長の退職金を受け取るさまりの条例を変えるべき。どうして教育長や市長を辞めるとき何度も退職金がもらえるのか。	1	
46 - 5	市長の附属機関である審議会等の委員に市議会議員が任命されると、議会での審議が形骸化し、機能等が低下する。又、議員報酬と委員報酬が重複するので、議員の任命は都市計画法等法律(政令)に定めのあるものに限る。	1	審議会等の附属機関における市議会議員の委員選任につきましては、市政への見識に期待するとともに、幅広い層や立場から審議いただくという理由から行っているものであります。なお、附属機関の構成等につきましては、市として統一の基準を定める事項のほかは、それぞれの附属機関ごとに判断しておりますが、どのような構成が望ましいかにつきましては、今後も研究、検討をまいります。
46 - 6	本市では国政選挙に比べ棄権率が高率である。執行機関の市長選挙棄権率が7割程度以上、住民代表の市議会議員選挙棄権率が5割程度以上もあるようでは、到底住民全体の民意を表しているといいがたい。選挙啓発の徹底が必要である。	1	今回の総合計画では、選挙事務に関して「施策」というスケールでの位置付けをしておりませんが、投票率の向上は市といたしましても重要と考えておりますので、今後も引き続き啓発事業等に取り組んでまいります。
46 - 7	地方自治体の条例は法律の範囲内で有効であるので、市の条例、制度、施策を総点検し、法律を超える条例、制度、施策は速やかに法律の範囲内に是正する。宝塚市条例のように行政、民事訴訟で市が敗訴し、損害賠償を払うような可能性がある条例、制度等は速やかに是正する。	1	現時点において、日本国憲法第94条(地方公共団体の機能)、地方自治法第14条(条例及び規則)などの法令に違反する条例は無いものと認識しております。
46 - 8	地方自治法第1条第2項は、地方公共団体が自主的に福祉の増進を図ると謳っている。国保や介護保険、後期高齢者医療制度、障害者福祉、生活自立の問題などについて、市は独自に、自主的に施策展開し、市民生活が困難な人々を救済、支援していかないとけない。	1	現在日本の社会保障制度における給付のうち、約7割が高齢者に対して行われており、平成18年に国が公表した人口推計によりますと、高齢者1人を支える現役世代の数は今後50年の間に3人から1.2人へと大幅に減少することが予測されています。また社会保障費は、国の平成20年度予算の一般歳出(一般会計の歳出のうち国債費と地方交付税交付金を除いた額)の46%を占めており、少子高齢化を受けて今後も増加が見込まれています(本市は、高齢化率が国よりも緩やかなこともあり、平成20年度予算ベースで約37%)。今後の社会保障の規模につきましては、そうした社会的背景や現役ならびに将来世代の負担率、現在の財政状況などを踏まえた上で、政策的判断に基づき決定されるものでございます。
46 - 9	策定委員会の意見集約を読んだが、委員の意見には妥当なものが多い。特に、高齢者対策については、委員の意見同様、益々高齢者負担が増えることから、市独自の施策を期待しているのだが、それに対する「市の考え方」に納得がいかない。市が率先して、上位機関に建議し改善を働きかける強い態度が必要である。	1	
46 - 10	策定委員会に出席したが、策定にあたり「市民の目線」が必要といいながら、ことごとく市民意見を廃して、市側が事前に用意していた「作文」を押し付け、素案とした。公募市民への侮辱であり、協働作業とはまったくもって言いがたいものとなった。	1	今回の策定作業にあたりましては、素案を作成する段階から、市民の皆様のご意見を聞き、協働で作業を進めるため、各種懇談会の開催のほか、市民公募委員会を中心とした策定委員会を設置しました。策定委員会において素案を検討するなかでいただいたご意見には、計画に反映出来たものと、反映出来なかったものがございますが、素案を検討するうえで、市民と行政がそれぞれの立場で議論する過程を経たことは非常に有意義であったと考えております。



46 - 11	<p>総合計画のような重要な立案等は、事務・技術職員が本来自ら行う作業でありながら、専従スタッフの他に外部業者に外注されるので、職員の資質・能力が劣化し、コストも増え、潜在能力の高い職員の意欲・執務力を劣化させる。外注を廃止するか、制度・計画等の立案は基本的に外注化し、専従の職員を最小人員に絞るかどちらかの明確な方針が必要である。</p>	1	
46 - 12	<p>今回の計画案に、若い年代の人の意見が十分取り上げられているかが大きな疑問。(策定委員会意見について)素案に反映していない意見などについても、良い内容のものが多いのに、市の考え方は『全体に木で鼻をくくったような内容』になっているのが残念。市役所にいる若い職員の考え方には、斬新なものも多く、なぜ実行に移されないのかが疑問。</p>	1	<p>本計画の作成作業につきましては、企画総括室内に専任の担当グループを設置し、基幹部分の作業を実施いたしました。また、職員の意見反映につきましては、全職員を対象に総合計画策定に際しての意見募集を行いましたほか、計画素案作成の段階において、庁内の有志職員による庁内ワーキンググループを設置し、より見やすい計画書を目指した施策体系やレイアウト等についての検討を重ねました。</p>